

婦人関係資料シリーズ
一般資料第41号

婦人週間用資料

協同活動に関する参考資料

労働省婦人少年局

は し が き

婦人の力を役立たせる——正し協同活動をおして——を目標として、十回婦人週刊を実施するにあたり、協同活動に関する事例、調査結果等をまとめて発刊することになりました。今後のよりよい協同活動のために参考にして頂ければ幸いです。

昭和三十三年三月

労働省婦人少年局

目次

一 協同活動の事例	二頁
二 協同活動に関連のある婦人の意識と態度	二二頁
三 協同組織としての主な民間諸団体のあゆみ	二七頁
四 主要婦人団体等一覧	七三頁

一、協同活動の事例

生活につかえる身近な問題をとりとて行った協同活動の事例について、なるべく多角的な観察からとるように努め、わすかですべてここに収録しました。便覧上三つに分類しましたが、その多くはそれぞれの部門に関連のある事例です。内容は①動機②経過③結果の順に記しました。

なお事例は、婦人団体、生活協同組合、農協婦人部、労働組合、労組家族組合、都市や農村における小グループおよび新聞社等から出されている資料などに據りました。

(一) 家庭の機能の強化に関する事例

生活技術の向上

家事労力の軽減

保健衛生面の改善

人間関係の近代化

1. 子供を預かりあって能率をあげる

① アパートの同じ階段を利用する四人の主婦が親しくしていた。どの主婦も手のかかる子供があり、家事が多忙であった。

② その友情は、育寧や家事を協力して、次のような成果をあげるまでに進展した。

③ 母親が映画やデパートに出かけるときは、どこかの家に子供を預ける。へ母親にとっても子供にとっても都合がよい。

○母親が留守のとき子供が学校から帰ってきた場合は、隣家で遊んだり宿題をみてもらう。

○朝、一人の母親が子供を集めて遊ばせている間、他のものは家事をすませる。

○ある母親は、大学四年生のおとこを出産したが、他のものが子守りを引受けたので、卒業するころができた。

このグループの母親は——みとをほらないこと、お互いに水口を出している反面、節度をもってお互いの生活をせんとくしたり干渉したりしないことか成功の点とであるといっている。

2. 苦しい水汲みから水道施設を得るまで

① M県N町は水の不便を高泉の白砂地帯にある。一つの井戸を五〇軒、八〇軒で使用し、湯水期には半里離れた谷川へ水汲みに行くという状況である。部落の婦人会では八年前から毎週水運施設が話題となっていた。

② 昭和二十八年、町議会は商易水道の問題をとりあげたが、予算三三〇〇万円を要するので、見送るようすであるということを知った婦人会は、水道施設の負担金がすぐ出せるよう、「水道貯金」をはじめめることを申し合せ、協力応援することにした。

しかし、予算上町内一五〇〇戸のうち約八〇〇戸しか付設できないという点、個人負担金の負担などから賛成者がなく、水道問題は打切られそうだった。このことを知った婦人会は、代表一五名を出して警察が継続されるよう議会を訪ね、又会費が分担して、絶えず町会議員と連絡をとり経過情報を得たり、県へも度々出かけるなど分担して活動した。

③ 婦人会が結束して水道貯金をしている点を県でも認め、町議会も婦人達の熱意と真剣さに積極的になり、三十一年五月、水道が各戸に付設された。

水が不便なために洗濯を余りしなかった。この地方の習慣が改まり、化粧の洗濯法の講習会が開催された。

3. 食生活の改善（有色野菜の共同栽培）

① 小さい傷の化膿がもとで死亡した婦人があった。日頃の栄養が悪いために死を早めたのであることを知った主婦達は自分達の食生活を反省しあい、部落のみんなの健康を高めることに決意した。

② 婦人グループの力で、健康な部落にするために食生活を改善することとし、次のことを実行した。

1. 皆の理解を深めるために月一回の話しあいや講習会の開催

2. 山羊乳を飲むために、仔山羊の共同購入

3. 有色野菜の共同栽培（研究・栽培の協同化）

③ はじめ六頭であった山羊は一五頭になり、反対していた夫達は理解しはじめ、山羊を飼いたい希望者も増えた。

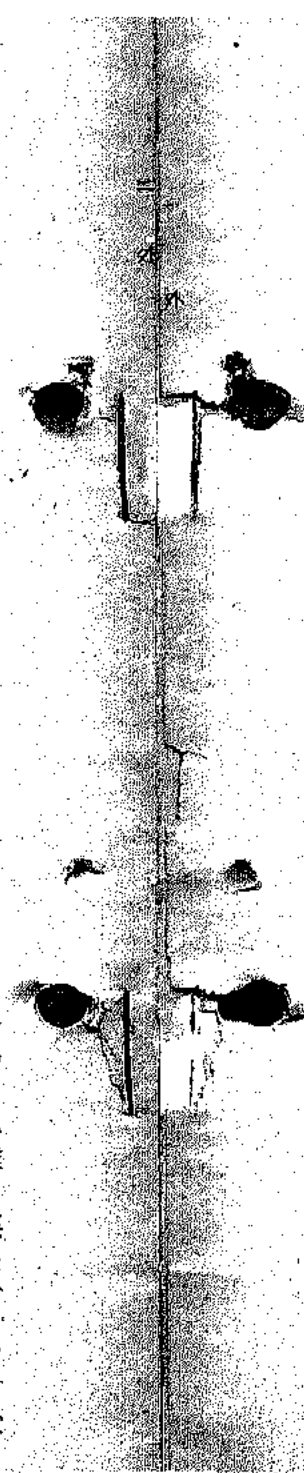
共同栽培の栽培には、部落の農事研究会会員の男子も参加して、女子には国産米作禁など協力するようになり、女子の他のグループにも協力していくようになった。

4. 老人クラブをつくる

① S市のあるグループ（会員一三名）では嫁と姑の問題を解決したいと考へ、老人クラブを建設することにした。

② 昭和三十年頃から建築資金調達のため、石けんやちり紙売りをはじめたかはかばかりなく、もっと有効な手段として、タブロイド版の「婦人新報」を発行し、広告料と購読料で資金をつくる計画をたてた。世評は辛く困難が多かった。

一方、浴場の二階を借りて毎月三回老人慰安会の開催を続けた。一年後近所の人達も注目し



はじめた。新聞の購読者は二〇〇から一、二〇〇に増えた。発行事務、配達、集金などすべて会員の主婦達の協力である。三十一年末から毎月一万円の貯金ができるようになった。三十二年秋には後援会ができて、商店は広告を出すことで協力し、さらに土地を提供する人、建築用に木材を提供する人、設計と材料で引受ける人など協力者が次々とあらわれた。

③ 今年の雪どけを待って工事にかかれる運びとなった。グループでは、老人クラブの運営について、さらに勉強しようとしている。

(二) 経済生活の安定に関する事例

1. 町の内職グループ

① 東京都I区にある二五〇人の内職グループは、はじめはみまふ不馴れで、失敗を重ねていた。あるとき、老人や子供にもできて、収入もよいビニール加工の内職を得てから、内職グループは活気づき、急速に進展した。

② 昨年末から、グループ買の協力で家を借り、世話役四人が毎日詰めて、内職公共職業訓練所、事務所同の連絡、内職材の受入れ、製品の出荷、製品の検査、不良品の手直し、それに伴う伝票や帳簿の記入、工賃の支払、その他の雑用を分担して、運営一切をグループで行うようになった。

③ 内職仕事の注文が絶いてあるようになり、採算のあわない仕事は断わる程の盛況をつづけている。

2. じょうずな消費からじょうずな生産までを協同で

① H県N地区の生活協同組合では、単に物資の購買だけでなく、生産もとり入れたいと考へていた。

② 昭和二十三年頃から組合員の希望をきいた結果、いくつかの生活グループをつくり、消費だけではなく、生産をも協同ですることにした。

③ 生活グループには衣生活、食生活、家計、お手伝いなどのグループがあり、衣生活グループはさらに洋服、和服、洗濯、縫物、手工芸などに分れている。

主婦達は、各自の最も得意な、または参加したい部門のグループに加わり、協同で研究、製作、販売まで一貫して行うが、他のグループとも協力する。

経済グループは組合員が、何を、いつごろ購入する希望であるかについて調査して、本来の事業の共同購入を機動的に推進する役割も果たしている。

2. 家計の向上

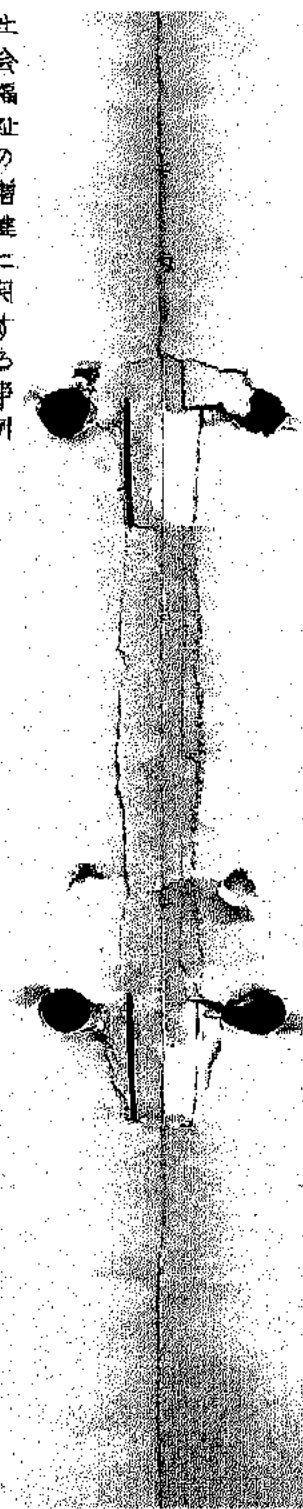
― 農家と町家の婦人の提げい ―

① H県H町は戸数八〇〇のうち、農家は三〇〇戸で耕作面積が小さく、現金収入が非常に限られている。

② 昭和二十八年、農協婦人部を結成するについて、婦人部の事業として、まず、野菜市を開催する計画を立てたが、町の婦人会の全面的な協力を得た。すなわち、生産者である農家の婦人が新鮮な野菜を市価の八割で提供し、消費者である町婦人会の婦人が全面的に購入するのである。

③ 初年度は道路で開催したので悪天候の日には困難であったが、農協と町の協力で、市場が建てられ、隔日に朝市を開催している。

台所貯金の成績が上り、部落では殆んどの家が台所を改善し、さらに朝市の収入の天引貯金によって、生命共済に全戸が加入した。



(三) 社会福祉の増進に関する事例

1. 協同の力で集会所をつくる

① H部落は全戸数三〇、耕地面積一戸平均二反八畝の貧しい部落である。八年前に、婦人達は相談して、家計のやりくりのために積立講をつくり、融通しあってきた。

しかし、多忙な婦人達のよりあいは夜であり、どこの家も老人や子供がいて、当番の家の迷惑やグループ員の気遣いは大きく、集会所を欲しいと思っていた。

② グループ員は相談して、共同作業で資金をつくり、集会所をつくることをきめた。共同作業に出にくいこともあったが、じやかいもの共同教習でまず一万円の収益をあげることができた。それから老人組や男性達の認識が深まり、又婦人の結束が信用を深めて、農協から融資を受けることができた。

③ 一五坪七合の集会所の建築にも婦人達は努力を出しあった。今この集会所を拠点として、いろいろな生活改善のプログラムを行っている。

2. 農休日の実施

① 農家のもの、特に婦人を重労働から救い、明るく豊かな住みよい部落をつくりたいと、婦人の団体では熱望していた。

② 団体の総員一〇〇余名は、「農休日」の実現をはかるために、全員が部落懇談会に出席して、種々討議した結果、実施することになった。

③ 毎月十五日を農休日と定めて農耕を休む。この日は全一〇八戸を九班に分けて、班ごとの辻に「農休日」の標識を掲げる。

この日を利用して婦人達はグループ活動をはじめた。なお、近郊の部落でも農休日を設定す

るところがしだいに増えている。

3. 夏休みに母親の協力で子供会

① 夏休みが来ると母親にとつては負担になつてゐることから休暇前に母親達が懇談して、学校の延長ではなく、しかも何か勉強することができるような子供会を創設することをきめた。

② 母親達は度々集つて相談し、各自の分担をきめた。指導、引卒の担当者はモーニングフラスコ、料理会三人、写生会三人、手芸会二人、工作会四人、植物採集会四人、昆虫勉強会二人、計三二人であるが、ほかに多数の母親の協力がある。

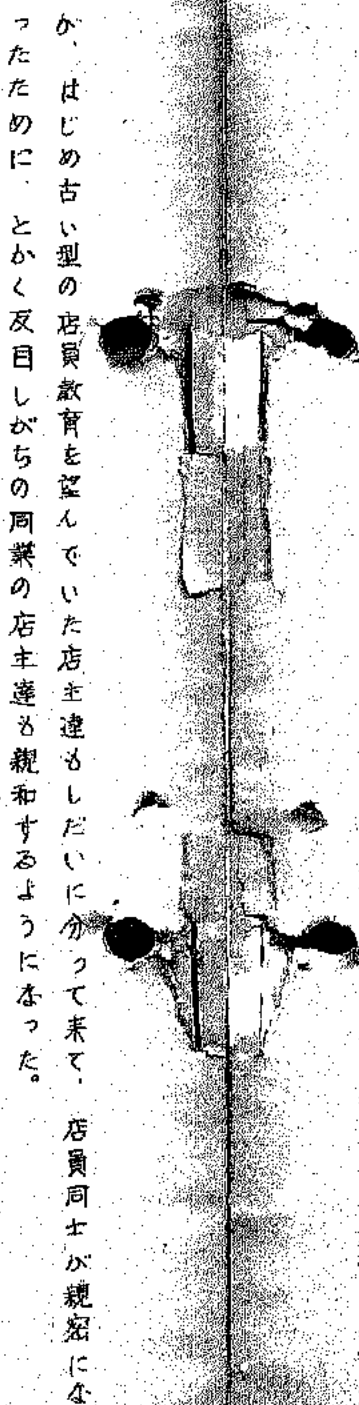
手芸会では、まず母親が技術を教へ、指導者になる準備をした上、材料の見積り、買入、一八分の材料のまとめのなどの仕事を分担した。

③ 参加した子供は一五七名で、当初の予定より大仕事になつたが、子供達が家事などの手伝いを連日するようになつたことなど、成果は上つた。

4. 小売員のためのレクリエーションの会

① 東京の丁地区の商店街に、新潟、長野、福島等から農産物販売した中、新卒の小売員達にSさんは商店会の依頼で主婦の立場から話をした。以来、Sさんは親類を連れてきた小売員達に、何か面白い手をのべたいと思つた。

② Sさんは近所の人達とつくつてゐるグループ（十五人位）にはかり、より会は商店会と相談を重ねて、計画を練り、毎月一回店員のための会を共同で開催することにした。③ 三十二年五月、その第一回を開催した。参加した店員は新旧合せて五〇人、午後七時半から九時半まで、レクリエーションで楽しく通した。グループの主婦がこの仕事で出てくるには、それだけの家族の協力があつたり、又開店時間のこと、店主やその主婦の理解も必要である。



か、はじめ古い型の店員教育を望んでいた店主達もしだいに分つて来て、店員同士が親密になつたために、とかく反目しがちの同業の店主達も親和するようになった。

5. 店員の危機をのりこえた托児所

① 丁会社M工場の托児所は会社の経営であるが、会社側が閉鎖の考をもつてゐることが分つた。

② 労組では、仲間の既婚婦人のために存続させる方法を考へ、施設を借りうけて組合で経営することにして、まず、厚生部長を中心し運営委員会をつくつた。

③ 建坪五〇坪、現在托児三〇名（幼児一八名、乳児一二名）托児時間、午前八時より午後四時半まで、托児料一ヶ月七〇〇円（おやつは別に各自負担）である。

既婚者が増えつつある現在、組合では今後も経営を続けてゆく意向でいる。

6. 更生婦人に衣類をおくる

① 四月一日の売春防止法完全実施を控えて業者は相ついで歇業し、更生する婦人が急増してゐるが、着のみの着のまのものが多く、

② この問題に關心をもつてゐる婦人のいくつかの団体は、更生婦人のために衣料と日用品をおくる運動をおこし、婦人相談所にもちこみ、婦人保護施設へ分配することにした。

③ 各団体では会員から贈物をあつめ、協同で品物の分類、補修、整理にあつた。

④ 労働者の主婦が協力して幼稚園を設立する

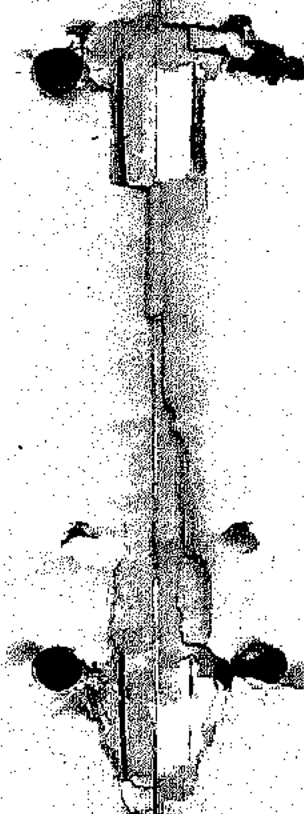
⑤ F県K工場の家族寮は、一室に家族が雑居するという悪条件であり、子供の教育上も好ましくない。幼稚園に通わせたいが、経済的に負担が重すぎる。これらの奥で主婦達は悩んでいた。

⑥ 昭和二十七年、この家族寮の三〇人の主婦は家族組合を結成した。その第一の仕事として、

幼稚園を旨の手でつくることに一致した。まず、工場当局と交渉して、家族寮の食堂を幼稚園とする。黒板、椅子等の備品を得ることになった。主婦達の寄付金と売店の利益金が集まり、オルガンを買った。

③ 家族組合の成立と同時に着手した幼稚園設立は年内に実現した。はじめ園児四二名であったが三十二年五八名、三十三年六五名と増加している。家族寮の子供（二才以上）月謝二一〇円、他の公舎に住むもの（四才以上）四一〇円、冬季の燃料費月額五〇円の規定である。運営一切を主婦達の手で行っている。

なお、これを機会に、主婦のグループは住宅改善に向って活動をはじめている。



二、協同活動に関連のある婦人の意識と態度

調査結果から

協同活動に対する婦人の意識と、協同組織としての婦人団体事についての認識、参加のしかたなどを既存の資料にもとづいて観察したものです。適当な資料が少く、十分に意を尽せませんが、別冊の婦人関係資料シリーズ参考資料之六「協同活動についての意識調査」とあわせて参考にしたいです。

(一) 婦人の社会的関心

協同活動の原動力は、市民としての連帯責任感や社会的良心等であると考えられますが、それらの前提となる社会的関心はどの程度を示しているのでしょうか。

まず、社会に対する基礎的態度として、家庭生活と社会との関連についてどのような見方をしているかを東京都内の二〇才以上の婦人を対象とした調査によって見ますと、表一表二のような結果がみられます。

表一 表二

「あなたは自分の家が楽しく暮らしてゆけるためには、家のことを一生懸命やる方がよいと思いませんか。それとも、それだけでは十分でないと思いませんか。」

家のことを一生懸命やる	41%
どちらともいえない	16
それだけでは十分ではない	27
わからない	16
計	100%

労働省婦人少児局：「婦人の社会的関心に関する調査」昭和

すなわち、「自分の家も狭く暮らしているために、家のことを一生懸命やればよい」という考え方を、するものは四一%ですが、四二%のものは、やうに、はいきれないという意見で、社会とのつながりを考えていることを示しています。

しかし、家のことをやるだけでは十分でないというものは、一七%では、どうしたのよいか、という点になる。地域や社会での具体的な協同活動を考えるものは三二%で、他の多くは、個人的な範囲を出ていない回答をしています。(オノ表一)

さらに積極的に、市民としての連帯責任感による社会的貢献について、その気持の有無をみますと、オノ表のようになり、社会のために何かしたいという気持をもっている婦人は、四二%で、気持さえないものが過半数を占めています。なおこの調査は、全国の一六才以上の男女を対象としたものです。男子では、社会のためにやりたいという気持をもっているものが五七%あり、婦人の方が男子にくらべて消極的であることを示しています。

オノ表二
何か社会のためにやりたいという気持がありますか、それはどんなことですか。

	総数	男	女
気持はある(気持だけでも)	49%	57%	42%
気持がない	48	41	55
わからない(不明)	3	2	3
計	100	100	100
教育関係(思想、學問、道徳)	11%		
自然と社会福祉事業	9		
戦争ごせいの救済	7		
自治体関係(自治体関係の団体活動)	6		
婦人会、青年団等の団体活動	5		
失業救済	4		
社会運動	2		
自分の仕事を通して	7		
その他	24		
不明	27		
計(MA)		102%	

総理府国立世論調査所「社会教育についての世論調査」昭和28年

オノ表一

(それだけでは十分ではないというものの)
「それでは、どんなことをしたらよいでしょうか」 (MA)

内服にはげま	15%
新聞その肥で知識をたかめろ	14
社会政治方面の知識をもつ	13
積極的に男と同じように働く	13
付近の人たちと協力したり、世間が安定するように努力する	21
PTAの仕事に励む	6
婦人会の仕事に力を入れる	5
その他	8
わからない	8
計	103%

労働省婦人少年局「婦人の社会的関心に関する調査」30年

(二) 協同活動に対する関心と態度
つぎに、現実の生活に前進のある協同活動に対しては、どの程度関心を払い、意欲をもっているかを、牛乳および電気料金の値下げ運動についてみた結果はオノ表一の通りです。

オノ表一
東京の主婦は牛乳の婦人会で牛乳や電気料金の値下げ運動をやっているのをご存知ですか。

知っている	八八%
知らない	一二%
計	一〇〇%

すなわち、値下げ運動について知っているものは八八%を占めていますが、その主体がどのような団体であるかに注意を払い、団体の名前を知っているものは、八八%の中の三一%で、全体の二七%にすぎません。(オノ表二)

オノ表二
知っているものについて、その団体の名前をご存知ですか。

知っている	三一% (全体の二七%)
知らない	六九% (全体の六二%)
計	一〇〇%

さらにこの運動に支持を与えるかどうかについてみますと、できれば参加したいという積極的なものは一割にすぎません。しかし、応援したいというものが五四%あり、これを加えれば、値下げ運動を知っているもののうち六九%が、支持するという態度をとっているわけです。(オノ表三)

オ3表

「値下げ運動を知っているものに」

「できれば、そのような運動にあなたも参加したい」と思っていますか、それとも、それほどのお気持にはありませんか、	一〇〇%
参加したい	一〇〇%
参加しない	一〇〇%
知らない	一〇〇%
計	一〇〇%

岩手県婦人少年局「婦人の社会的関心に関する調査」30年

ではこれらの婦人は、協同活動の効果についてはどのように考えているのでしょうか。オ4表に示すように、婦人同士がまとまった運動すれば、相当力を発揮して解決できるというものが二七%

オ4表

「牛乳や電気料金に限り、協同生活に力を発揮して解決できる」というものが二七%

「牛乳や電気料金に限り、協同生活に力を発揮して解決できる」というものが二七%	二七%
「ある程度発揮できる」というものが二七%	二七%
「大したことはできない」というものが二七%	二七%
「不明」というものが二七%	二七%
計	一〇〇%

岩手県人少年局「婦人の社会的関心に関する調査」30年

で、「ある程度発揮できる」というものを加えると六五%になり、効果を認めるものが多いといえます。また、「ある程度発揮できる」という消極的な意見を示しているものや「大したことはできない」という批判的なものも、将来については約半数が相当力を発揮できるといふ観測を下しています。

オ4表

「ある程度発揮できる」といふことは、大したことはできないというものである。将来は相当発揮できると思っていますか。

できる	四九%
できない	四三%
不明	一〇%
計	一〇〇%

しかし、自分の居住する地域社会の問題に対して、どれだけ問題意識をもち、解決に努力しているかを見るにオ5表に示す通りで、八〇%のものが困ったことがないと思えていいます。対象者の居住地域内にこの

オ5表

「あなたの住んでおられるこの地で、困っていることなど、あなたが婦人同士で協力して解決したことがありますか」

解決したことがある	七三%
解決したことがない	二七%
困ったことがない	八〇%
計	一〇〇%

（解決したことがあるもの及び解決したことがないものに）

「具体的にどんなことですか」(MA)

道路の整備	一八%
下水管の清掃処理	一五%
ゴミの処理	一三%
食料、病気の家庭の救済	一三%
街灯の設置	一三%
汲水の向題	一三%
子供の路上遊戯の防止	一三%
防火設備の向題	一三%
近所の工場の煤煙、騒音	一三%
その他	一三%
不明	一三%
無回答	一三%
計	一〇〇%

以上何れも、岩手県婦人少年局「婦人の社会的関心に関する調査」30年

ハ〇%のものを、直ちに問題意識をもたないものであると断定することはできませんが、それはともかくとして、困った問題があるというもののうち、それを婦人同士が協同して解決したというものは四割弱で半数に達しません。これは全体の七%に過ぎず、これらの調査結果からみれば、世間で行われている運動を応援したいという最持のものや「オ3表」に、協同活動の効果を認めるもの（「オ4表」）は相当にあつても、自分自身が実際に身近かの問題を協同活動で解決したという経験をも

つ婦人は、それわめてわずかであるということができました。

(三) 団体への関心と参加のしかた

協同活動はどんなに小さいグループでもできることですが、ここではその一つの場としての婦人会やその他の団体への関心と参加のしかたについて調べてみましょう。オ6表は東京都内の下町の一地区の団体の加入率（東京都中央区内一地区）

オ6表 地区の団体の加入率（東京都中央区内一地区）

青 年 団	P T A	婦 人 会	町 会	加 入	未 加 入	無 回 答	計
一九	五二 九	八七 六	一〇 七	四六 六	〇七	一〇〇 〇	一〇〇 〇
九七 二	四六 二	〇七	〇七	〇七	一〇〇 〇	一〇〇 〇	一〇〇 〇

新生活運動協会「都市生活と新生活運動」三二年二月

域での調査の結果ですが、ほぼ半数（五二・五％）のものが婦人会加入者となっています。郡部の状況をみますと、漁村では、地区によって差がありますが、まず婦人団体のあることを知っているものが七割から九割以上（オク表）に達していますが、加入者はその六割程度、あるいはほとんど皆無とい

オク表 婦人団体の有無に關する認識（漁村婦人）

T U H	村	村	村	結 核	数	あることを知っている	ないと思う	有無を知らない	無 回 答
村	八〇 (二〇〇%)	七九 (二〇〇%)	七九 (二〇〇%)	八〇 (二〇〇%)	七九 (二〇〇%)	七九 (二〇〇%)	〇 (〇%)	二 (三)	〇 (〇)
村	七九 (二〇〇%)	七九 (二〇〇%)	七九 (二〇〇%)	七九 (二〇〇%)	七九 (二〇〇%)	七九 (二〇〇%)	〇 (〇)	二 (三)	〇 (〇)
村	七九 (二〇〇%)	七九 (二〇〇%)	七九 (二〇〇%)	七九 (二〇〇%)	七九 (二〇〇%)	七九 (二〇〇%)	〇 (〇)	二 (三)	〇 (〇)

労働省婦人少年局「漁村婦人の生活」三〇年

内 六

う状態です。（オ8表）

オ8表 婦人団体加入の有無（漁村婦人）

T U H	村	村	村	婦人 会 加入 率	婦人 会 加入 率	青年 団 加入 率	その他	不明	はい いて い る も の	はい いて い る も の	不 明
村	五九 (二〇〇%)	七七 (二〇〇%)	七七 (二〇〇%)	四四 (五七)	四四 (五七)	〇 (〇)	〇 (〇)	一 (一)	一 (一)	一 (一)	三 (四)
村	七七 (二〇〇%)	七七 (二〇〇%)	七七 (二〇〇%)	四四 (五七)	四四 (五七)	〇 (〇)	〇 (〇)	一 (一)	一 (一)	一 (一)	三 (四)
村	七七 (二〇〇%)	七七 (二〇〇%)	七七 (二〇〇%)	四四 (五七)	四四 (五七)	〇 (〇)	〇 (〇)	一 (一)	一 (一)	一 (一)	三 (四)

労働省婦人少年局「漁村婦人の生活」三〇年

山村では、六割以上八割のものが何かの団体に加入しています。（オ9表）

オ9表 婦人団体への加入の有無（山村婦人）

M O	M O	村	村	村	結 核	数	婦人 会 加入 率	青年 団 加入 率	その他	不明	はい いて い る も の	はい いて い る も の	不 明
村	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)
村	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)
村	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)	一〇 (〇%)

労働省婦人少年局「山村婦人の生活」二九年

つぎに加入の動機を漁村の調査によってみますと（オ10表）、「皆がはいっているので」加入したものが最も多く、強制的に加入させられたものとえ一割程度みられます。これは地域の婦人団体の

とは、ほぼ同率を示しています。なお、この婦人会の会員は、必要と認める理由を「社会に役立っため」とするものが最も多く半数を占めていて、「自分自身のため」というのはそれよりずっと少く二四名です（オ16表）。

オ16表 婦人会加入者の婦人会の必要を認める理由

自分自身のため	二四%
相互扶助のため	五九
社会に役立ったため	一二
その他	四
理由はわからない	一〇
計	一〇〇

労働省婦人少年局「市民意識」についての調査

次に、加入者がどの程度熱心に団体の会合や活動に参加しているかをみると、オ16表のような結果が出ています。オ16表は東京の下町での調査ですが、婦人会へのほとんど出席するものは一七四名にすぎず「ときどき出席」するものが三四八名で、全く「出席しない」ものが四一%もあります。

オ16表 団体の会合への参加度（東京都内）

町会	一三二	二八二	五五〇	三六	一〇〇.〇%
婦人会	一七四	三四八	四一〇	六八	一〇〇.〇%
P.T.A.	四〇六	三四六	一五〇	九八	一〇〇.〇%
計					

新生活運動協会「都市生活と新生活運動」三二年二月

なおこの出席率は、役員の経験の有無によつて大分ちがつています。オ17表でみるように「ほとんど出席」するものは役員の経験があるものの方が、ないものより多く「ときどき出席」は反対にな

オ17表 団体の会合への参加度（役員経験の有無別）

町会	一〇〇	一一一	七二	四七	一〇〇%
婦人会	九一	六〇	三七	五	一〇〇%
P.T.A.	二八五	一六五	一七二	九七	一〇〇%
計					

新生活運動協会「都市生活と新生活運動」三二年

いもの方が多くなつており「出席しない」ものは経験のあるものよりないものの方がはるかに率が高くなつています。

さらにオ18表は、活動種別に参加状況をみたものです。どの場合も全体活動より小集団活動への参加率が高くなつており、団体の活動のあり方に示唆を与えているといえましょう。

オ18表 地域婦人団体の活動種別別団員の参加率

	全体活動	小集団活動
総会、役員会等	七二.〇	八四.六
教育文化活動	六八.八	八二.〇
社会活動	七二.四	八四.四
生産活動	七一.〇	八二.六
生活活動	六七.四	七四.〇
体育、レクリエーション活動	七二.九	八五.二

文部省「社会教育関係団体調査報告書」昭和31年度より編

(四) 団体の運営

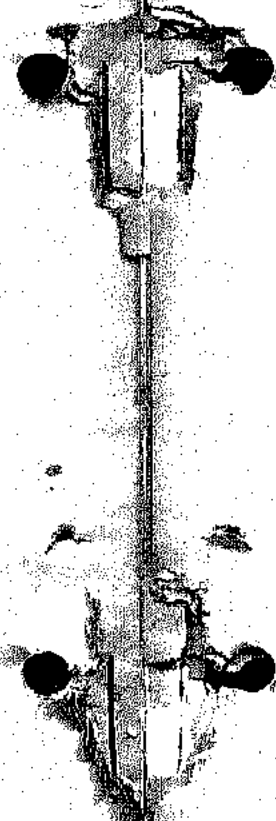
婦人団体がその運営にあつて、どのような事業活動に重点をおいているかを、オ19表によつてみると、市一区、町・村とも、教育文化活動が平均して二八・七%を占めており、ついで主としてオ19表 地域の婦人団体の事業活動の実施回数とその割合

計	市一区		町	
	実施回数	%	実施回数	%
教育文化活動	五八八〇四	二〇・〇	二四六八〇	二〇・〇
社会活動	一六八五五	二八・七	七〇二七一	二八・五
生産活動	一一八八九	二〇・二	四六七八九	二八・九
生活活動	四九九六五	一八・五	二二九五三	九・三
体育レクリエーション活動	一五三八九〇	二六・三	六五八八八	二六・七
その他	九六七四一	一六・四	四〇八九九	一六・六
計	二九二、〇〇〇	一〇〇・〇	一、一八六三八	一〇〇・〇

文部省「社会教育関係団体調査報告書」 三一年度

家庭の消費生活を改善するための生活活動で二六・二%、対社会的な実践活動である社会活動が二〇・二%、体育レクリエーション活動が一六・四%、残りの八五%が開墾や草刈りなどの生産活動となつています。これで見ると、婦人団体の主な行事としては、最も身近な問題である救養とか生活改善に力を注いでいることがわかります。これに反して、社会活動や生産活動が他の諸活動に比して少ないのは、構成員が主として家庭の主婦であり生産面より消費面に より関心があることを意味しているといえます。

つぎに、役員に関する問題についてみてみましょう。



P T Aの役員をこつたもの、引きうけたものに対する賛否の意見をオ20表によつてみます。大都市、中都市、農村の別なく、引きうけたものに対して賛意をあらわしています。別の調査

オ20表 P T Aの役員にえらばれた2人の奥さんがあるとき、甲さんは、家の仕事がおろそかになつて、夫や子供運に迷惑をかけるから、といつて断りました。乙さんは、会のあるときは、夫や子供につづろをつけてもらえはよいといつて引受けました。あなたは甲さんと乙さんのどちらに賛成ですか。

	甲に賛成 (断わる)	乙に賛成 (引受ける)	その他	不明	計
東京	二	六	七	三	一〇〇%
大阪	一	七	一	一	一〇〇%
田舎	六	八	四	三	一〇〇%
平磯	一	七	八	一	一〇〇%

労働省婦人少年局「主婦の生活と意見」三一年

で、自分自身が一般会員としてでなく、会の中心になつて古話をしてよいか、という質問をしたのに対しては、オ21表のように反対の結果が出ています。すなわち、古話をしてよいというものは、よりや、少く、したくない、あるいはわからないというものが、その割合を越えていて、男子より積極的であることを示しています。

どんな会でもよいのです。お母たかみ味をもつてゐるよつなこ
なり、あなたを人に成つて世話をしてもよいと思ひますか。

	男	女
絶	五 一 %	三 二 %
教	四 九 %	六 八 %
計	一 〇 〇 %	一 〇 〇 %

世界各國の立憲機關の社會教育について、の世論調査に二八頁

現実にはどの程度役員になってゐるかをみると、PTAの役員の場合、東京都の調査では、調査対象四三六名へ男子二〇三名、女子二三三名の約一〇％が委員、六％が役員である。うちわけは男子は委員役員それぞれ同数の七九％を占めていて、女子は委員十二％が多いのですが役員になるとずつと少く、四三％にすぎません。（表22）

才22表 父母のロイヤリティに占める役職を占める率

	計	一般會員	奉 買 役 員
男	二〇〇% (三〇三名)	八四二%	七九%
女	一〇〇% (二五三)	八三七	一二〇
計	一〇〇% (四三六)	八三九	一〇一

東京棉教育会「PTAについての調査報告書」三二頁

つぎに婦人団体の役員につれて調査した文部省の報告書によつてみると、第23表のように、極く少

数にはいゝ会長に二七名、副会長に七八名、計一〇五名もの男子が役員になっているといふことがわかります。

表23 地域婦人団体の性別役員数

副 会 長		会 長		
市 (区)	計	市 (区)	計	
町		町		
三	七	一	二	男
〇	八	一	七	
四		八		
二	三	七	二	女
四	五	三	二	
〇	九	九	四	
一	二	三		
九		一		
〇		六		
一		九		
二		九		

教育部：社会教育团体调查表与卷（三）

また労働組合の場合を全国の繊維産業、紡績業と衣履及び身用品製造業の五九〇の組織から得た回答を婦人少年局がまとめたが、除去によつてのみです。女子が全組合員の七〇％を占める組織であるにもかかわらず、委員長、副委員長、書記長、次長は組織局長のいわゆる三役は男子が圧倒的に多く出ていて、委員長に九割五分、他の二役も八割以上の男子が占めています。

表24 全国組織連組における女子役員の出出状況

役員	組合員		計	男	女
	委員長	副委員長			
書記長(事務局長)	一〇〇	一〇〇	二〇〇	九四九	二〇六
その他の執行役員	一〇〇	一〇〇	二〇〇	七九四	二〇六
	六八三	三〇三	一〇〇〇	六九七	三〇三

労働省婦人少年局「労働組合のなかの婦人」三十五年

三、校同組織としての主な民間諸団体のありか

日本が近代国家として出発した明治時代に入つてはじめて、いろいろの自主的な校同組織が生まれ、それが、それらの組織は、社会情勢の変化とともに、それぞれの消長を経て今日に至つています。明治維新の改革は、必ずしも日本社会の全面的な近代化を意味するものではなく、その社会生活等においては、前近代代的、封建的なものを根づよく残してしまつたので、校同活動にもおのずから限界がありました。その後、日清、日露戦争、および第一次世界大戦への参加を経て、日本の国際的地位は次第に高まり、国民生活も少しずつ向上したのですが、満洲事変を契機に戦時体制がしかれ、さらには日華事変、大東亜戦争と発展して軍国主義的な体制が強化されるとともに、自主的な校同活動や組織は衰退せざるを得ませんでした。

戦後の日本は、民主主義国家として再出発し、主権在民の新憲法のもとに高まつた民主的気運の中で、再び、自主的な校同活動がおこり、未曾有の発展を示しています。

このような歴史的な変遷の中で、民間の校同組織がどのようなありかをつづけたかをみることは、今後の校同活動の進展のためにも意義のあることと思われまふので、さきわめて大まかですが、おもな五つの分野の校同組織(婦人団体、青年団体、労働組合、農業協同組合、生活協同組合)について、その組織の消長のあとをたどつてみました。

なお、手近かに得られる資料にもとづいて、短期間に収成しましたので、不備点が多いあることをお断りしておきます。

年	号	事	項
明治44(一八八一)		・明治44年、自由民権運動とともに男女同権をとる婦人の動きがあらわれはじめた。	
19		○婦人矯風会創立される。(一八七三・世界基督教婦人矯風会創立)	
15		○前年ごろから中・上流女性の集會、生活改善、風俗改善や教養をたかめるための団体が各地につくられ、この年につくられた女子の団体は二十三種以上あった。	
		・群馬県会、公娼廃止を決議し、21年実施する。日本で唯一の蕨蕨県となる。矯風会の矯風運動猛烈となる。	
		・中等学校令公布される。(オニニ条により女子に差別を設ける)	
		・国際婦人協会生れる。(ジュネーヴ)	
		・憲法(八四)発布	
		・集會及び政社法公布(婦人の政談演説会傍聴および政党加入禁止)	
		・教育勅語発布(女子教育再び「女大学」的傾向となる)	
		○全国組織としての「日本婦人矯風会」結成される。	
		・高等学校令公布(オニニ条により女子に差別を設ける)	
		・中学校令と併し、はじめて高等女学校規程定められる。	
		・民法(八四)制定公布。	

32		・福沢諭吉、女性の独立と自由解放を主張し、18年「日本婦人論」、19年「男女交際論」を著す。	
33		○帝國婦人会創設される。	
34		・高等女学校令公布	
35		・治安警察法公布(オニニ条に女子の政治結社加入、政談演説会主催、参加を禁止する項あり)	
36		○愛国婦人会創立。33年の北清事変従軍の傷兵、遺家族援護のため組織される。(内務省、後に厚生省の指導監督を受ける)	
37		・専門学校令公布	
41		・国際婦人参政権協会結成。	
44		・日露戦争はじまる。	
44		○日本YWCA創立。	
44		○青踏社創立される。はじめて婦人自身による組織的な市民的女性解放運動はじめられる。	
5		・オニニ次世界大戦はじまる。	
5		○「青踏」二月号で廃刊、青踏社消滅する。	
6		・ロシア革命。	
7		・世界大戦終る。	
		・米価暴騰する。富山県の浪民町の主婦20四名が示威運動を行い、これが契機となつて全国に米騒動起きる。	

昭和	年	号	項			
13	15	14	16	17	20	21
○婦人関係研究会結成される。						
○第二次世界大戦はじまる。						
○「婦人団体同盟」が組織され、婦人同盟として活動する。						
○大政翼賛会結成される。						
○日独伊三国同盟締結を機として日独伊婦人会結成される。						
○婦人団体統合に関する要綱決定される。						
○太平洋戦争はじまる。						
○愛国婦人会、大日本連合婦人会、大日本国防婦人会、「大日本婦人会」に統合される。						
これにより、婦人団体の戦時協力体制を固める。						
○（六月）国民義勇隊女子隊結成され、「大日本婦人会」は解散し、女子隊に入る。						
○（八月）第二次世界大戦終了。						
○（八月）戦後対策婦人委員会設立される。						
○（十月）マコ令部「選挙権賦予」による日本婦人の解放と指令。						
○（十一月）治安警察法の廃止により、婦人の政党参加が認められる。						
○（十二月）衆議院議員選挙法改正により、婦人参政権が認められる。						
○（一月）マコ令部公署廃止を指令。						

22

年

- ・（四月）戦後初の総選挙、婦人候補者八九名中三九名当選。
- ・（十月）地方制度の改正により、婦人に地方公共団体の選挙権、被選挙権が認められる。
- ・（十一月）新憲法が公布され、男女平等が明文化される。
- ・（二月）婦人にも参議院の選挙権、被選挙権が認められる。
- ・（三月）教育基本法の成立により、男女に平等の教育の機会が与えられる。
- ・（九月）労働省婦人少年局設置。
- ・（十一月）改正民法成立により法的には男女平等が確立される。
- ・（一月）家庭裁判所発足。
- ・（六月）社会教育法制定（民間団体に対する国および地方公共団体の統制、干渉、補助会交付等を禁止している。）

終戦後における婦人団体の結成状況は省略するが、画期的な法制の改革によって、男子とともに結社権の自由を得た婦人は、民主的な団体の結成を奨励する気運にうながされて、つぎつぎに各産の団体を組織した。昭和三十三年一月現在、団体数約二万五千、会員数約一〇五七万に達している。

なお、現存の主要婦人団体は、巻末の一覧表に示すとおりである。

(一) 青年団体の発展

青年団およびYMCA(基督教青年会)をとつた
 参考資料 「大日本青年団史」 財団法人日本青年館 「青年団運動年表」
 日本YMCA同盟 「青少年と共に五〇年」 YMCA小史、その他

年 号	事 項
明治三(一八八〇)	○一八四四年、一青年によつて英國に端を発したYMCA運動が世界に派まり、日本では東京にYMCAが創立された。へ基督教主義により、青少年の向上発展のために青少年が自ら中心となつて活動し、奉仕精神によつて運営される団体である。 ・中学校令公布、高等、尋常中学に分ける。 ○東京市大に学校YMCAが創立される。この年以降、学校YMCAの創立が増える。 ○大阪YMCAを中心にして関西連合基督教青年会と組織される。 ○この年、日本の青年団運動の先覚者、山本徳之助(一八六一)が「青年会」起ランコトヲ望ムルを書き、農村青年の自覚を促す。これより各地に青年会(後の青年団)設立される。へ一七九年、全国青年会の数六九九、山本徳之助著「田舎青年」による。 ・高等学校令公布。
三六 三六 三六 二七	○日本学生YMCA同盟結成され、世界学生YMCA連盟に加盟する。 ○四市(東京、横浜、大阪、神戸)のYMCAにより「日本市YMCA同盟」結成される。 ○学生YMCA同盟と市YMCA同盟が合体して「日本YMCA同盟」結成される。

年 号	事 項
大正六(一九一五)	・日露戦争起り、青年団の戦後活動行われる。 ・青年団奨励につき、内務、文部両省通牒を発し、青年団体に対する指導積極化す。 ・(青年団に關する最初の公文)町村毎に青年団、必ず設置せよとされる。 ・内務、文部両省、青年団に對して最初の訓令を発する。以後毎年までに五回の訓令を発し、青年団の事業は著しく国家的、公的性質をもつていた。 訓令により、青年団の目的を御党青年の修養に統一し、団員の年齢二〇才以下、被指導団体と定める。 ○青年団運動の中央統制団体として「中央報徳会青年部」生れる。同年「青年団中央部」と改稱。 ・各地に米騒動起る。ヨーロッパ大戦休戦条約成立。 ○東京急行にはじめて産業YMCA生れる。 ・吉野依道博士を中心としてデモクラシー運動盛んとなる。 ○福島県伊達にはじめて農村YMCA生れる。 ○大日本連合青年団成立。 ○全国地方連合青年団、大日本連合青年団に加盟する。 ・勅令「青年訓練所令」公布。
三六 三六 三六 二七	○大日本連合青年団は、財団法人日本青年館の事業のうち、教育に關する事業の移管を受け、これにより名実ともに青年団の中央統制となる。この年より國庫補助を受ける。

昭和二(一九二七)

年 号	事 項
昭和2	○地方の各地女団統合し、大日本連合女子青年団創立される。 ・男女青年団体に關する事務、文部省の主眼となる。 ・学生向に社会運動はじまる。
3	・滿洲事変、夕年上海事変、以年支那事変と続き、国内においては金融恐慌、農村恐慌が起り、思想的には國家主義思想台頭し、國情は波瀾をきわめる。
4	○大日本連合青年団、大日本青年団と改称。 ・第二次世界大戦はじまる。
5	- 昭和10年公布の「青年学校令」改正される。 ・高度國防國家体制として、國民再組織を目的とする大政翼賛会生れる。
6	○大日本青年団解散し、全國青少年の一元的訓練組織体として大日本青少年団結成される。
7	○大日本青少年団、大政翼賛会總裁の統制下に入る。
8	○YMCAは宗教團體法により「日本基督教団」の所屬団体となり、自主的な青年運動は完全停止となる。
9	○（五月）「戦時教育令」公布され、学徒隊結成される。
10	○（六月）大日本青少年団解散。
11	・（八月）第二次世界大戦終了。
12	・（九月）青年団体設置並に育成に關して文部次官通達発せられる。

年 号	事 項
昭和21（一九四六）	○この年より翌年にかけて、各地に新生青年団体結成され、県の連合青年団の結成相つぐ。
22	○日本YMCA同盟再組織される。
23	・農業改良助長法成立し、改良普及事業発足する。 ○自主的な農民として新しい農村建設を目的とする、農業改良又は生活改善の研究集団（青少年クラブ、農事研究会、その他）等、多数発足する。
24	○財団法人日本青年館解散する（団体等規制令による）。
25	・社会教育法公布される。
26	○日本青年団協議会結成される。
27	・設置法により、中央に中央青少年問題審議会、各県に任意に地方青少年問題審議会がおかれる。

三、労働組合のあゆみ

参考資料 末弘蔵太郎著 日本労働組合運動史

山崎 五郎著 日本労働運動史

年号	事項
明治29年以前	明治政府は、「殖産興業」「富国強兵」の二スローガンの下に資本主義的近代産業の振興をはかった。必然的に労働問題の発生をみるに至った。明治初期においても、労働者の反抗運動が鶴山、製糸紡績工場等に見られたが、これらは自然発生的なもので組織化されたものではなかった。
30	○ 産工業に於て職工によつて「同盟進工会」が組織されたが、(二十二年)取入組合の成立を出すに解散した。
	○ 日清戦争を機にわが国の経済は飛躍的に発展した。このような経済発展は労働運動の勃興の大きな背景となった。
	○ アメリカで労働生活の体験をもち、労働問題を研究したことのある青年等が「職工義友会」を創設し、「職工諸君に告ぐ」という印刷物を広く工場労働者の間に配布した(四月)。
	○ 義友会の会報は、この印刷物を配布すると同時に賛成者の獲得に努力し、その結果七十一名の賛成を得て、「労働組合期成会」の発起人会を開いた(七月)。期成会はA.F.L.の流れをくみ、その事業の中心は、労働組合の組織普及、労働保護立法の促進、消費組合制度の奨励治安警察法反対運動、労働者教育のための雑誌の発行等。

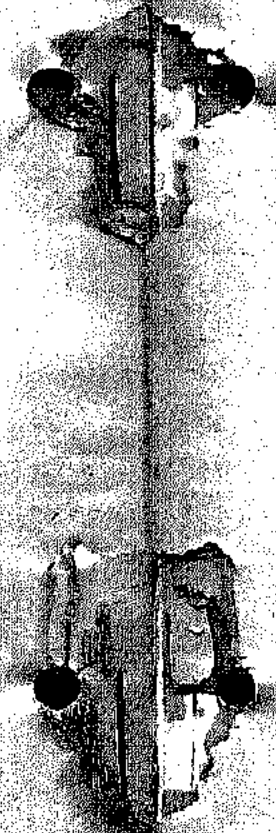
明治	31	32	33	34	大正	大正				
	○ 鉄工組合結成 (期成会の意見に賛成して結成された組合)	○ 矯正会 (日本鉄道会社所属の機関手組合) 結成	○ 印刷工組合結成	○ 自由民権運動の流れをくむ大井憲太郎等によつて大日本労働協会が設立された (大阪) これは期成会と流れをくむもの	治安警察法制定	日露戦争による戦時利得と軍需のための生産増大により、又、朝鮮および満洲への市場進出により、わが国の産業は飛躍的な発展をとげた。しかし、戦中戦後の公債の増税や、米をばいどとする物価騰貴によつて、労働者の生活は悪化した。労働争執も多く、中には足尾銅毒事件のように軍隊の出動をみたものもあった。	この頃は、政府の圧迫により労働組合がほとんど皆無のため、労働運動の暗黒時代とも言われたが、「組合なしに運動が行われた時代」である。「しかし労働者階級は前の時代にくらべると一段の成長をなし、運動の内容も格段の発達を示している」(末弘氏 三四頁)	工場法制定	大正年間になると、第一次大戦を機に更に我が国の経済は、著しい発展をとげたが、その繁栄の裏面では、労働者の実質賃金は著しく低下して、必然的に労働問題が悪化した。(大正三年を一つのとすれば、六年、九八、四、七年、九二、三)	○ 友愛会設立 (戦後設立された日本労働組合総同盟の前身)

年号

事項

四〇

大正 6
○明治40年、欧米植字工によって組織された「欧友会」は、この年に「活版組合印刷工組合」友会と改称、その後、サンジカリズムの根拠組合となった。
○五年に結成された「職工組合期成同志会」はこの年に解散し、大阪鉄工組合として復活した。
8・戦前においては、この年が重工業・鉱山等に最も労働争闘が多かった。中には釜石・鉱山・岩手へのように二個中隊の軍隊が出動したものとさえあった。
9・友製会紡績労働組合結成、友製会には紡績の他に、印刷、鉄工、海軍等の産業別組織が作られるに至った。
・オ一回メーデー、へ東京では十五労働団体と社会主義者計一万人、大阪では、十四労働団体・メーデー直後、東京では友製会、日本交通労働組合等九団体によって労働組合同盟会が結成された。関西においては、友製会等の比較的大工場労働組合ならびに商業使用人組合、車夫連盟等十四労働組合によって関西労働組合連合会が結成された。
10・サンジカリズムの影響をうけて、総同盟の直接行動派（関東）と社会行動派（関西）の対立が激化し、労働組合同盟会からの総同盟の脱退、総同盟東京連合会からの急進派鉄工組合の脱退があり、組織が動揺した。
11・この頃、組合指導者の間に、アナルゴ・サンジカリズムとボルシェヴィズムの理論斗争がさかんになり、ついに総同盟系はボルシェヴィズムに、友製同盟系はアナルゴ・サンジ



カリズムによって争うことになった。総同盟は、十一年度大会において、社会主義的左翼労働組合に変わったが、一方、サンジカリズムはこれを機に最速の一途をたどった。
13・この年の総同盟大会において、「普通選挙実施後においては総同盟は投票権を行使すべし」と決議し、これを機に総同盟は社会民主主義の方向に転換した。しかし、新たな対立として、ボルシェヴィズムと改良主義の対立が生じ、改良主義的立場にたつて運動の現実化そのものには重きをおく右派（幹部派）と、左派（反幹部派）との間にはげしい抗争が行われた。
○総同盟の左右対立の結果、関東同盟会の分裂をもち、今下の関東鉄工、関東印刷等左派四組合は関東地方評議会を結成した。
14・総同盟分裂、日本労働組合評議会結成、へこの頃の左右勢力は、総同盟三五組合、一三、九の六名、評議会一三二組合、一二、六五五名）
・普通選挙法制定
・治安警察法廃止
・治安維持法制定
15・総同盟が一次分裂後、全国総連合への結集を目標に、産業別合同運動が起され、戦線統一の動きも見られ、この年六月に全国労働農民組合総連合結成準備会が開かれたが、事実上流産に終わった。
○総同盟が二次分裂、総同盟中間派（鉱夫組合が中心）は、日本労働同盟を結成した。
・労働争闘調停法制定

昭和

二

○日本労働同盟は、他の中間派組合（日労働支持）を糾合し、日本労働総連合を結成した。
○この頃の労働戦線は、無産政党の分立をそのまゝ、引当し、左翼（労働党系）、中間派（日労働系）、右翼（社会民主党系）の三派互に鼎立することになった。
・日本共産党が労働運動に関するテーゼを複製した。

三 ○日本労働組合評議会は、共産党の「労働者農民の政府樹立、プロレタリア独裁万才」のスロガンを支持して選挙斗争を行った。これに対して政府は、この評議会を結社禁止処分にした。これ以後共産党の活動はあらゆる分野において全く非法化するに至った。

四 ○評議会は結社禁止後、ほとんど表面から姿を消したが、共産党は統一運動同盟に加盟していた組合を中心に日本労働組合全国協議会（全協）を結成した。

五 ○連同盟が三次分裂。全協が組織運動の基盤を主として社会民主主義的な合法組合内の革命的反対派に求めたことに由来する。により、労働組合全国同盟結成。

六 ○全協の極左的行動に反対する一派は、「全協刷新同盟」を結成したが、その批判を受け入れたので、約二カ月で解消し、一応統一を回復。

七 ○労働組合全国同盟と連同盟が二次分裂によって結成された日本労働組合同盟（日労働系）は合同し、全国労働組合同盟（全労）となる。

昭和

六

○組合数八一八、組合員数、約三十七万、組織率七・九%で戦前における組織率の最高。約三十七万の組合員中、十一万が海員、約三万が海軍諸工場の労働者で、一般労働者の組織率はきわめて低い。当時我が国輸出産業の中核をなす紡織、製糸工場の女子労働者の組織率は更に低い。この頃の組合は、少数の大組合以外は独力で殆ど何事もできず、わずかにその属する上部組織の力をかりて斗争を行うにすぎなかった。

八 ○上部組織は社会主義思想と政治運動の影響を受け、離合集散を続けるのがこの頃の傾向である。結社禁止処分を受けた旧評議会の残留者で合法主義を主張する労働党一派は日本労働組合総評議会を結成した。

九 ○海員組合・総同盟等中間派の八組合は日本労働倶楽部を結成した。この倶楽部は「健全な労働組合主義による指導精神（反共産、反無政府、反ファシズム）」を目的とし、大右翼結集への過程をなすものであった。この成立はさまたげ疑惑と非難を中間派諸組合内部におこし、賛否の抗争が展開された。

一〇 ○全労大会は、倶楽部参加を正式決定したが、倶楽部反対派の二十二組合は、日本倶楽部排斥同盟を結成して抗争した。

一一 ○倶楽部排斥を目的とした関東地方労働統一検討会、大阪倶楽部紛争同盟が結成された。満洲事変による軍需工業の振興と領土と資源との一時的獲得によって、一時経済危機は緩和された。労働者の名目的な収入も多少改善され、失業率も多少減少したものの、同時に現われた労働の強化、生計費の上昇はその生活を棄たすものになかった。政府の国家主義的重圧は更にきびしくなった。

昭和

・満洲事変を機に労働改良がさげられ、この年から十年にかけて労働争執は漸減した。

・労働戦線における国家主義の抬頭が著しく、労働運動から離脱するものも少なくなく、とりわけ中商派組合は動搖が著しかった。

○全労最高幹部の一部は国家社会主義を主張して全労を脱退し、日本労働同盟を結成した。

○日本労働倶楽部を母体とする大右翼組合は日本労働組合会試を結成し、「健全なる労働組合主義」を宣言した。これによつて組織労働者の大半が社会民主主義の下に統合された。

8・国際連盟脱退

・日本労働同盟の中、皇道的日本主義派は日本産業軍を結成した。（正式結成は九年二月）

9

○日本労働同盟は総同盟・全労に組織を解消した。

○日本労働組合会試による右翼、中商派の合同に対する反対派は、合法左翼労働組の結成に努力し、日本労働組合全国評議会（全評）を結成した。これは、共産党勢力の崩壊したあとの唯一の合法左翼組合の戦線統一。

10

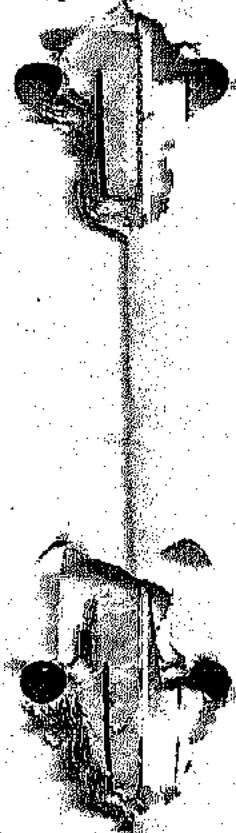
○全労・総同盟の合同がなり、全日本労働総同盟結成。

・この頃のわが国の労働戦線は、国家社会主義乃至日本主義、社会民主主義、合法左翼の三派にわかれ、昭和六年までは全く異なったいりざりを持つた。

12

・支那事変勃発、国民精神総動員運動が始つた。

○合法左翼の人民戦線運動の主導力であつた全評が解散させられた。



13

○産業報国連盟結成（改調会の建試にもとづく「労働関係調整方策要綱」によるもので、「官民」が広く参加）

○日労会試参加の海員組合、海員協会は、海運産業報国の発展を期するため、日労会試を脱退し、「皇國海員同盟」を結成した。

○海員組合をはじめとする主要組合の脱退は日労会試を著しく無力化した。日本労働同盟は、これを機に設立し、わずかに存在を保つた。

14

・政府は産報をもつて労働行政の中核とする態勢をとり、各県に産業報国連合会をつくり、会長には地方長官があたるように指示した。

○この頃の総同盟は、旧総同盟派と旧全労派が産報問題をめぐつて対立。両者の対立は、産報の組織化の進展とともに激化し、旧総同盟派は日本労働総同盟と改称、旧全労派は「国家民族の危急に際し、大胆に自己解消を断行し、国家民族に奉仕する」と宣言し、産報倶楽部を結成した。

15

・第二次欧州大戦勃発、国家統制員法全面的発動、賃金、物価等価格統制実施。

・政府は財金マ、労働組合の発展的解消を希望し、産報運動の普及発展により、労働組合運動の必要性を解消せしむる方針をとることを明らかにした。（二月）

○政府の方針により、組合は相ついで解散、総同盟、日労会試も解散し、（七月）わが国の労働運動は全く消滅するに至つた。

・労働新体制確立要綱を閣議決定。

年号	事 項
昭和 15	厚生大臣を会長とする大日本産業報国会設立、これにともない産業報国連盟を解散、ここに戦時労働体制の完成をみた。
昭和 20	戦 後 ○八月十五日 終戦 ・ボツダム宣言ク項、労働組合の保護助成政策にもとづいて、戦前において投獄されていた社会主義者及び組合指導者もすべて釋放された。戦後、経済機構が全国的に崩壊し、生産力が極度に低下し、次々に迫ってくるインフレーションと食糧不足という生活の不安は、保護政策によつて円結核、年割収を保障された労働者を労働組合運動に急激に突入させた。 ・戦前、労働運動を抑圧していた治安維持法、治安警察法その他一切の法令が次々と廃止、特別高等警察制度廃止、 ・産業報国会制度の廃止、 ○労働組合法公布（二年三月一日施行） ○海員組合の再建を端緒に、（十月五日）労働組合がつくられ、この年の末には、五〇八組合、約三十八万人が組織された。これは戦前、組織が最盛期に達した時期に匹敵する。 ・読売新聞社員、従業員組合が生産管理を行つた。これは新しい争闘行為として注目を惹いた。 ・金融緊急措置令発表（給料は五百円までを現金、その他は小切手、手形等をもって支拂い得る措置をとつた。これは労働者一般を苦しめ、この制限を緩和、撤廃することが、この年の

年号	事 項
昭和 22	秋からの労働組合の強い要望となつた。 ・食糧不足は終に「食糧メーデー」にまで発展。 ○日本労働組合総同盟結成（八月三日） ○全国産業別会結成（八月十九日） ○国鉄労組、全日本海員組合等、協同連、産別に加入しない二〇八組合は、中立の日本労働会試（日労会試）を結成。しかしこれは大した勢力にならなかつた。 ・人員整理を原因として、国鉄、海員組合が労働争闘（十月政務の前哨戦のようになつた） ・十月以後、賃上要求等を理由とするストライキ頻発（この中、世論の注目をひいたのが、電気産業労働組合の生計費実態調査にもとづく生活給を中心とした賃金要求である） ・労働法公布・憲法公布、 ・各官公庁の各組合は、全官公庁共同斗争委員会を結成し、共同要求項目を総理大臣に提出（いわゆる「ニースト」のきつかけとなる） ○種東委員会、日本労働組合に關する十六原則決定、 ・全官公庁拡大斗争委員会、二月一日よりスト決行決定。（一・九） ○全国労働組合共同斗争委員会結成（一・一五） ・中労委幹旋案拒否、政府との交渉決裂（一・三〇） ・マツカーサー元師罷業中止の指令、全斗、全官公共斗争断体（一・三一） ○経済復興会試結成、

昭和22

○全国労働組合連絡協議会（全労連）結成・総同盟・産別日労会等、全国主要組合の大部分が参加。

・経営者団体連合会結成・労働基準法成立・社会党内閣成立・労働省設立。

○全官公労組連絡協議会設置・全官公労労争仲裁化（十月以後）

23

・片山内閣総辞職・芦田内閣成立。

・全通三月斗争の方針決定（二・五）

・産別会談に民主化同盟が結成された。

・GHIQ全通スト中止勧告。

○経済復興会試験解散決定（四月）

○マッカーサー元帥・芦田首相に公務員の争試禁止を含む公務員法の改正を要求、これにもとずき、政令でニの一を公布施行。

○総同盟・全労連を脱退・全国組織大組合に民主化運動現われ始める（十月）

・ヘブラーGHIQ労働部長労働運動三原則強調。

・ヘブラーGHIQ労働部長年末争試中の各産業にスト中止勧告。

○公務法審公布。

24

・労働省はマ元師経済死原則指示にともなう労働対策決定。

昭和23

○総同盟・労働組合民主化運動に関する態度を声明。

○世界労働本部日独の加入発表。

・GHIQ組合専従者の給料支拂停止指令。

・エーミスGHIQ班長労働法違反スト禁止言明。

○団体等規正令公布。

・GHIQ労働部長内閣スト中止命令。

○労働組合法改正。

○民主化運動の結果、全国労働組合会談準備会結成大会が、総同盟・産別民同、その他、民同中立組合をオプザーバーとして開催され、民主的労組の戦線統一の動きが具体化した（三月）。その後更に発展し、「全国労働組合統一準備会」を結成し、これが総評として結実することになる。

○国鉄自由労連加盟促進協定会結成大会に国鉄民同幹部を代表として派遣。

○産別民主化同盟は新産別として発足。

○全国労働組合統一準備会の手によつて、日本労働組合総評議会（総評）結成。

・政府案が全通開始に禁止。

○全労連は団体等規正令により解散を命ぜられ、幹部十三名は公然追放となった。これにつづいていわゆるレッド・パージが実施され、各産業において大規模な行われた。

年号	明治
10	○茶生米の品質改善のため販売組合が自然発生的に生れた
11	○茶販売組合磐田社設立（静岡県）
12	○生米販売組合碓氷社設立（群馬県）
13	○北甘茶社設立（群馬県）
14	○茶販売組合協盛社設立（静岡県）
15	○茶葉社設立（静岡県）
16	○肥料購買組合同仲社設立（神奈川県）
17	○内務大臣品川弥二郎、その部下平田東助が信用組合設立について各地を遊説した
18	○信用組合法案説会に提出（審議未了）
19	○掛川信用組合設立

(၇၁)

參考資料：農粟協同組合規程本（農協中央会発行）

農協の婦人組織へ新招婦着へ

——全國農協婦人團體連絡協議会発行「暮らしの手引」掲載——

千石興太郎——産業組合火（年鑑）

(協同組合聯合會代行)

産業組合年鑑 昭和十八年度

(産業組合中央会発行)

○農村振興社連合

○信用組合設立(静岡県)

○産業組合法ができてから、農業者の協同組合が全国的につくられるようになった。しかし、当時信用組合は、地主中心のものであり、取寄組合(茶、生糸が中心で一般農産物におよぶ)と、購買組合(肥料取扱いが中心を占めた)。

○産業組合法成立

→信用、販売、購買、製造(利用)の四組合を認めた。

・岩手県主催産業組合講習会(一週間)盛岡市で開催。これを以て、地方における講習会の嚆矢とする。

・農商務省主催第一版産業組合講習会開催(二週間)これを以て中央における講習会の嚆矢とする。

・大日本産業組合中央会設立決意

・全国産業組合役員協議会を坂垣三金提議で開催。全国産業組合大会の嚆矢とする。

・産業組合中央会を設立。産業組合一冊刊行発行。

・産業組合法第一次改正(信用組合の他産業組合を認めたと)

・産業組合中央会創立臨時会開催

・産業組合法第二次改正

(産業組合連合会の制度を認めた)

42

・ベルギーブラッセルで開催の農事組合、農村人口統計国際会式に産業組合中央会代表者出席

・産業組合中央会主催第一回産業組合長期講習会(二ヶ月間)開催。これを代として毎年開催される。

○産業組合中央会万国農業博覧会連合会加入

・農業倉庫業法公布

・産業組合法第三次改正

・産業組合中央会主催第一回産業組合婦人講習会(一週間)開催。(以後毎年開催)

・スイス、バーゼルで開催の国際産業組合大会に代表者出席

・産業組合法第四次改正

・産業組合中央会、産業組合中央会連立について建設

○産業組合中央会国際協同組合連盟に加盟

・産業組合法第五次改正

・産業組合中央会金庫法公布

・産業組合中央会金庫業務開始

・産業組合中央会第一回産業組合実務講習会開催(三十四日間)(以後毎年開催)

・ベルギーガン市における国際協同組合大会に産業組合中央会代表者出席

・産業組合中央会主催第一回教育者産業組合講習会開催(五日間)

・農村省に産業組合設置

・産業組合中央会より「救済」創刊

- ・産業組合法二十五箇年以降に際し、産業組合振興刷新運動展開、この頃から地主富農中心の組合から全農民を組合員とするようになった。
- ・第一回産業組合記念日（三月六日）
- ・産業組合中央会附産産業組合学校開校
- ・産業組合法第六次改正
- ・福岡県方に産産組合課設置、地方の指導設置の殆どである。
- ・岡山県産産組合青年連盟設立（有県単位青年連盟の殆どとする）
- ・大日本生糸販売組合連合会設立
- ・ストロングホルムを所管された第十回同協同組合大会に、産産組合中央会代表者出席
- ・産産組合中央会第一回「産産組合年鑑」刊行
- ・埼玉県産産組合樹入協会設立（附県樹入会の殆どとする）
- ・全国米穀販売販賣組合連合会設立
- ・重要産業統制法施行
- ・全国産産組合製糸組合連合会設立
- ・産産組合五カ年計画中央団体懇談会
- ・産産組合法第七次改正
- ・農林省に経済更生部新設

農業恐慌のあと小農民の窮乏をいせぐため政府は農村経済更生運動を展開

・産業組合法改正五ヶ年計画第一号（政府の農村経済更生運動と呼称して計画された。この目標は、全国農村全部に組合をつくり、農民は全部組合員とすること、信用、販売、購買、利用の各事業を全部の産産組合が営むようにすること等）

・産産組合青年連盟全国連合会結成

・第一回産産組合青年連盟全国大会開催

・米穀統制法公布

・ロンドン万国協同組合連盟大会に産産組合中央会代表者出席

・大日本樹木協同組合連合会設立

・第二回産産組合青年連盟、全国大会で産産運動の実政的批判者であることを宣言する

・中興産産組合新聞社設立創刊号発行

・この頃、産産組合の資金時代といふべき時代で、飛躍的な発展が見られる。

・産産組合中央会、国民健康保険法案絶対支援の指令を全国支会に発した。

・日産産支をこいに戦時段階となり、産産組合は本来の役割をうしなない、国家の代行機関としての性格をつよめていった。

・産産組合金融統制法制定

・農林省に臨時農村対策委員会設置

・国民精神総動員中央連盟結成

・第二次産産組合補充五ヶ年計画

・産産組合中央会に産産組合未設置町村、未加入農家解消中央本部設置（九月末運動開始）

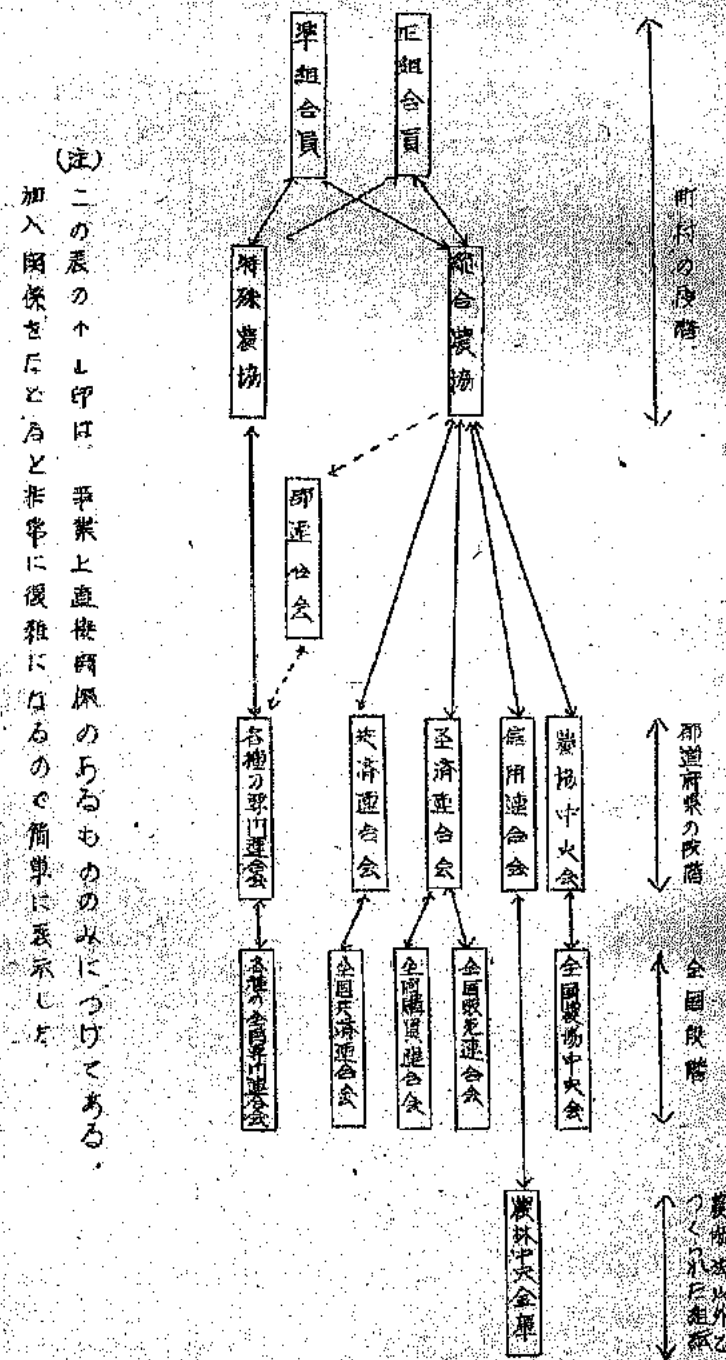
昭和	年	号	事	項
14			・国民健康保険法公布 ・農業振興臨時措置法公布 ・農林省に臨時農村対策部設置 ・農業用必需資材確保に關する金融支急進に連合会合同協定会開催 ・全国支急進青年連盟大会開催、臨時下産業組合教育の活動方針をせん明する ・農山漁村関係臨時措置法公布 ・米穀配給統制法公布 ・大日本農産物連合会臨時大会開催 ・第一回全国農産物連合会婦人大会開催 ・全国商業組合大会及び産業組合大会開催 ・産業組合中央会回際協同組合連盟脱退通告 ・産業組合青年連盟全国連合会開催、農村協同団体建設同盟として発足する ・臨時肥料配給統制法公布 ・産業組合法第九次改正 ・肥料調整規則公布 ・小麦配給統制規則公布 ・薪炭材配給調整規則公布 ・大政翼賛会発足	
15				

昭和	年	号	事	項
16			・米穀管理規則制定 ・食米消費統制法の施行に伴い、全粒型解散決定 ・組合金融協会の改正 ・中央農業協力会結成 ・全国乾鰯組合協会設立 ・第一回産業組合婦人指導者協定会開催 ・中央農業協力会団体統制の要綱を決定発表 ・産業組合中央会、大政に即応する産業組合の戦時活動指針決定 ・農林省は団体統制に關し各団体の基本金、積立金等其地財産の自由処分禁止の省令公布 ・食糧管理局設置 ・食米消費統制法公布 ・炭類、青物、著類、食肉、雜穀、配給統制規則公布 ・農地水付統制規則公布 ・米穀生産奨励金交付規則公布 ・農業生産統制令公布 ・農村協同団体建設同盟解散 ・産業組合中央会内に戦時対策審議会設置 ・組合金融統制会設立	
17				

昭和 17	18	19	20
○日本機械化農業協会設立 ・食糧管理法公布 ・中央食糧管理団設立 ・産糧中央金庫は団体法改正で農林中央金庫となる ○全国農業経済会設立 ○中央農業会設立へ産業組合、農会、畜産組合、養蚕業組合、茶業組合、が合併して農業会となり、農民は強制加入、会費は官庁の任命となり、農業会は肥料の一元配給代行として、また米の一元集荷代行、国債消化代行として、農民にたいして国家統制を行なう機関となった ・農業団体法公布 ・農業組合法第1次改正 ・新米配給統制規則公布 ・農商省設置 ○中央農業会に食糧増産本部設置 ・農業団体法第一次改正 ・食糧管理法改正 ・農業省官制規則公布 ○ヤ大農業会全国農業経済会奥上統合（六月） ○戦時農業団結成（七月）			

昭和 20	21
・農村必給物資の配給は「農村必給物資配給体制整備要綱」にむとる市町村農業会に一元化を決定（八月） ○市町村農業会会長会設立、市町村農業会の全国農業会への取次等を決定（八月） ・農業団体法第二次改正（二月） ・戦時農業団体令公布（七月） ・農商省中央戦時食糧増産本部設置 ・農商省「農村必給物資配給体制整備要綱」を決定（八月） ・農商省を廃止し、農林、商工両省復活（八月） ・全国農業会令公布（九月） ・青果物の統制撤廃（十一月） ・農業生産統制令、小作統制令廃止（十一月） ・農地調整法改正（十二月） ・連合農政高司令官農民解放に関する覚書を政府に送す（十二月） ・養蚕業法公布（十二月） ・農業団体法改正公布（十二月） ・第一次農地改革決定（ ） ○全国農村青年連盟結成 ・食糧緊急措置令公布 ・青果物配給統制令公布	

系統農協の構成図



農協中央会発行
「農協協同組合合理手続本」

項	事
25	○全国農協中央会連合会設立 ○日本農協購買業協同組合連合会設立 ○全国の地産地消型農業協同組合連合会設立 ○農協中央会内閣府所屬とした農村文化振興会を農協中央会本部の総務課が採択された。 ○全国共済農業協同組合連合会設立 ○全国農協中央会連合会設立 ○全国農協中央会連合会第一回総会開催 ○ドッジラインを代り、急激な変動の影響のため、農協のなかには事実不振になるものがあった。
26	○これら不振の組合、連合会が国の助成を受けながら五ヶ年(連合会十年)を目標に再建をはかることになった。 ・農林中央金庫組合再建整備法 ・農林中央金庫組合再建整備法 ○全国農業協同組合青年組協同組合設立 ○指導農業協同組合連合会は解散し、農業協同組合中央会となった。

(五) 生活協同組合のあゆみ

参考資料

- ・奥松治著「日本協同組合史」
- ・「日本消費組合史」
- ・山崎勲治著「日本消費組合運動史」
- ・協同組合研究所編「生活協同組合発展」
- ・生活協同組合研究会発行「生活協同組合」――雑誌――

年 号	事 項
昭和12	○最初の消費組合「共立商店」東京、大阪に設立
昭和13	○「神戸商社共立商店」神戸に設立
昭和14	・庶民金庫設立
昭和15	○東京、大阪、神戸等の諸都市に数組合の消費組合が設立されたが、十四年以後深刻な恐慌、社会情勢の激変等により、いずれも解散した
昭和16	○資本主義の発達に伴い、消費組合は労働者の組合と俸給生活者の組合とに別れて、それぞれ成立した
昭和17	○秋田県能代町の町田購買組合の前身、能代協同社が秋田木材株式会社から従業員のために組織された
昭和18	・国産協同組合連盟（ICCA）設立

年 号	事 項
昭和19	○神奈川県三浦郡浦郷村の海軍水雷局付原工場の従業員のために長瀬購買組合の前身、当座組合が組織された
昭和20	○東京砲兵工廠の工員等が組織した鉄工組合の一支部に於て鉄工、労働者の自主的創意による消費組合「共立店」が成立、これに続いて東京及び横浜の鉄工組合の各支部においても設立するものが続出した
昭和21	また、鉄工組合と姉妹関係にあった日本炭礦会社の代官牛が組織していた諸工友会各支部においても設立され、共立店の設立は東京地方を起点として北海道にまで及んだ
昭和22	○最初の学校内消費組合が京師の同志社に設立
昭和23	・産業組合法制定
昭和24	○「共立店」は組織母体の鉄工組合が弾圧のため活動困難となり、それと共に全減したとみられる
昭和25	○工場施設の改善が要請されると共に工場内に従業員のために消費組合を設置するものが増加
昭和26	○資本制生産の発展が或一定の発展段階に達し、俸給生活者の数が著しく増加し、そのために消費組合成立の必要が構成され、岡山共同購買組合、徳島共同購買組合等がその先駆として設立された
昭和27	○慶応義塾寄宿舎に学生が有志によつて消費組合設立
昭和28	○兵衛重工業の取組によつて「消費組合自助会」設立
昭和29	○三十四年から七年前に設立された消費組合は三十二組合に達したが、その大部分は官

年 号	事 項
大正 3	文王中心に組織され、東京、大阪等の数組合を廃くと、その代はいずれも小規模のものであつた。 ○傳説生活者の消費組合は全国で約百に達した。 ○この年から木桶の着しい低落時代に入り、経世困難となり、弱小組合は解散したものが多い。
6	○戦時兼食による物価の暴騰が起り、その影響により、消費組合に対する一般の関心が高まり、新設組合が増加した。
7	○愛知県中島郡起町の枕業商連による「起天同枕事組合」設立。
8	○「天紡走」の運動を興くと、自主的労働者組合組織の先駆である東京の「月島購買組合」設立。
9	○東家家庭購買組合設立 ○東京府下大島町に「購買組合共助社」成立。 ○岐阜県羽島郡笠松町の織物業者の「笠松共同炊事購買組合」設立。
10	○大阪に「購買組合共益社」成立。以上三つの労働者消費組合、即ち日島購買組合、反菱会系、共助社、岡東消費組合連盟系、共益社系はいずれもその後ろ勤め消費者組合の先駆となり、その発達を指導し、労働者消費組合組織の中核となつた。
11	○月島共助社、大阪共働社、神戸消費組合、京都購買組合設立。 ○共助社を中心とする諸組合の連合機関である岡東消費組合連盟の前進、消費組合連盟

設立

・日本農民組合創立

・政府の物価調節政策に基き、買商務信に於て第一回主要都市購買組合協議会開催。その結果、産業組合中央会内に「市街地購買組合調査委員会」を設置、全国の消費組合の発達並に現状について調査研究をすることを可決。

○「購買組合発展社」は各組合員の主婦の自覚運動のために「あらため会」という婦人の集りを依り、組合の経営、副業の講習につとめた。

・産業組合中央会が第一回産業組合デーを挙行。

○消費組合連盟は最初の大会を開き、関東消費組合連盟と改称。

○東京消費組合帯人会設立。

○農村消費組合協会設立。

○東京学生消費組合設立。

・第一回の国際消費組合デーを挙行。

○総同盟関東同盟会は関東における總同盟関係消費組合の統一をはかるため関東同盟事業部を充てし、同部の消費組合の連絡統一をはかるために関東明初消費組合同盟を組織。

紙

・全国農民組合結成。

○東京共済社他五組合が関東消費組合連盟を脱退して消費組合連合会を結成。

○内米消費組合連盟は第八回大会の決案に基き、消費組合講習会を開議。

手 号	事	項
昭和 5	○階級的消費組合の全国的展開として「日本消費組合連盟」組織 ○産業組合中央会が消費組合の指導のため、全国消費組合協会を設立 ○日本消費組合連盟では同業消費組合デパートの準備斗争を策定として関東消費組合連盟を、中心に無産者消費組合全国解放準備会を組織 ・消費組合の構成員中における労働者の占める地位が漸次低下し、階級運動の線に沿って組織されていた労働者消費組合が相次いで崩壊し、或は掲伏の状況に陥つた。 ・ファッショブムの変化と共に階級的消費組合は弾圧によって困難な情勢に迫込まれたが、インフレーションの昇進が労働者、小市民等の生活に対して重大な脅威を与えたため消費組合に対する国民の関心はかつてなかつたほどにたかまつた。 ○「全国消費組合協会」が産業組合法による市街地購買組合の全国中央連絡機関として産業組合中央会のあつて以来によつて設立された。 ○日本無産者消費組合連盟（昭和八年度大会において無産者の三字をとつた）成立、本連盟が中心となつて展開した「米よこせ」の運動は労働者小市民等の希望を集めて、かつてなかつた程に反響を動員したが、このため弾圧をうけて活動の自由を失つた。 ・産業組合中央会並に全国消費組合協会の共同主催でロツケテール消費組合九十手袋が行われた。 ・階級的消費組合に対する弾圧は激化され、日本消費組合連盟は全く有名無実の存在となつた。	
6	○日本無産者消費組合連盟（昭和八年度大会において無産者の三字をとつた）成立、本連盟が中心となつて展開した「米よこせ」の運動は労働者小市民等の希望を集めて、かつてなかつた程に反響を動員したが、このため弾圧をうけて活動の自由を失つた。 ・産業組合中央会並に全国消費組合協会の共同主催でロツケテール消費組合九十手袋が行われた。 ・階級的消費組合に対する弾圧は激化され、日本消費組合連盟は全く有名無実の存在となつた。	
9	・階級的消費組合に対する弾圧は激化され、日本消費組合連盟は全く有名無実の存在となつた。	

手 号	事	項
昭和 11	○この頃共同改革組合が急速に普及した。これは戦時下労働者の不足のため食料の供給が工場主に比べて非常に重い負担となり、また食料をめぐり工場主と労働者との間に問題を防ぐために、それと一切安く供給した組合事業は、時局の要求に合つたものであつた。 しかし、それ以外に、家庭と食料不離の關係に添へられていた日本の食料習慣を協同化し得る事業を敢てこの種の組合事業は大きく評価される。 ・全国市街地信用組合協会設立 ○全道協第六回連事総会で日本消費組合連入協会結成を決定。 ・庶民金庫設立 ○肉菜消費組合連盟解散 ・生活必需品の配給統制が実施され、同時に配給機構の整備を行い、小売業者の商業組合を中心に商品別の配給機構が構成され、消費組合は多くの場合総合的な配給業務を経営していたため、新配給機構として認められず整理される地位にあつた。 ○設立組合数急減 ・組合活動は衰退し、約半数が漸く活動を断つて状態であつた。 ○食料配給のため各々全部の組合が一斉に事業休止のやむなきに至つた。 ・市街地信用組合中央会により市街地信用組合が現在のようにながれ形態をとるに至つた。	
13	○この頃共同改革組合が急速に普及した。これは戦時下労働者の不足のため食料の供給が工場主に比べて非常に重い負担となり、また食料をめぐり工場主と労働者との間に問題を防ぐために、それと一切安く供給した組合事業は、時局の要求に合つたものであつた。 しかし、それ以外に、家庭と食料不離の關係に添へられていた日本の食料習慣を協同化し得る事業を敢てこの種の組合事業は大きく評価される。 ・全国市街地信用組合協会設立 ○全道協第六回連事総会で日本消費組合連入協会結成を決定。 ・庶民金庫設立 ○肉菜消費組合連盟解散 ・生活必需品の配給統制が実施され、同時に配給機構の整備を行い、小売業者の商業組合を中心に商品別の配給機構が構成され、消費組合は多くの場合総合的な配給業務を経営していたため、新配給機構として認められず整理される地位にあつた。 ○設立組合数急減 ・組合活動は衰退し、約半数が漸く活動を断つて状態であつた。 ○食料配給のため各々全部の組合が一斉に事業休止のやむなきに至つた。 ・市街地信用組合中央会により市街地信用組合が現在のようにながれ形態をとるに至つた。	
15	○この頃共同改革組合が急速に普及した。これは戦時下労働者の不足のため食料の供給が工場主に比べて非常に重い負担となり、また食料をめぐり工場主と労働者との間に問題を防ぐために、それと一切安く供給した組合事業は、時局の要求に合つたものであつた。 しかし、それ以外に、家庭と食料不離の關係に添へられていた日本の食料習慣を協同化し得る事業を敢てこの種の組合事業は大きく評価される。 ・全国市街地信用組合協会設立 ○全道協第六回連事総会で日本消費組合連入協会結成を決定。 ・庶民金庫設立 ○肉菜消費組合連盟解散 ・生活必需品の配給統制が実施され、同時に配給機構の整備を行い、小売業者の商業組合を中心に商品別の配給機構が構成され、消費組合は多くの場合総合的な配給業務を経営していたため、新配給機構として認められず整理される地位にあつた。 ○設立組合数急減 ・組合活動は衰退し、約半数が漸く活動を断つて状態であつた。 ○食料配給のため各々全部の組合が一斉に事業休止のやむなきに至つた。 ・市街地信用組合中央会により市街地信用組合が現在のようにながれ形態をとるに至つた。	
16	○この頃共同改革組合が急速に普及した。これは戦時下労働者の不足のため食料の供給が工場主に比べて非常に重い負担となり、また食料をめぐり工場主と労働者との間に問題を防ぐために、それと一切安く供給した組合事業は、時局の要求に合つたものであつた。 しかし、それ以外に、家庭と食料不離の關係に添へられていた日本の食料習慣を協同化し得る事業を敢てこの種の組合事業は大きく評価される。 ・全国市街地信用組合協会設立 ○全道協第六回連事総会で日本消費組合連入協会結成を決定。 ・庶民金庫設立 ○肉菜消費組合連盟解散 ・生活必需品の配給統制が実施され、同時に配給機構の整備を行い、小売業者の商業組合を中心に商品別の配給機構が構成され、消費組合は多くの場合総合的な配給業務を経営していたため、新配給機構として認められず整理される地位にあつた。 ○設立組合数急減 ・組合活動は衰退し、約半数が漸く活動を断つて状態であつた。 ○食料配給のため各々全部の組合が一斉に事業休止のやむなきに至つた。 ・市街地信用組合中央会により市街地信用組合が現在のようにながれ形態をとるに至つた。	
17	○この頃共同改革組合が急速に普及した。これは戦時下労働者の不足のため食料の供給が工場主に比べて非常に重い負担となり、また食料をめぐり工場主と労働者との間に問題を防ぐために、それと一切安く供給した組合事業は、時局の要求に合つたものであつた。 しかし、それ以外に、家庭と食料不離の關係に添へられていた日本の食料習慣を協同化し得る事業を敢てこの種の組合事業は大きく評価される。 ・全国市街地信用組合協会設立 ○全道協第六回連事総会で日本消費組合連入協会結成を決定。 ・庶民金庫設立 ○肉菜消費組合連盟解散 ・生活必需品の配給統制が実施され、同時に配給機構の整備を行い、小売業者の商業組合を中心に商品別の配給機構が構成され、消費組合は多くの場合総合的な配給業務を経営していたため、新配給機構として認められず整理される地位にあつた。 ○設立組合数急減 ・組合活動は衰退し、約半数が漸く活動を断つて状態であつた。 ○食料配給のため各々全部の組合が一斉に事業休止のやむなきに至つた。 ・市街地信用組合中央会により市街地信用組合が現在のようにながれ形態をとるに至つた。	
18	○この頃共同改革組合が急速に普及した。これは戦時下労働者の不足のため食料の供給が工場主に比べて非常に重い負担となり、また食料をめぐり工場主と労働者との間に問題を防ぐために、それと一切安く供給した組合事業は、時局の要求に合つたものであつた。 しかし、それ以外に、家庭と食料不離の關係に添へられていた日本の食料習慣を協同化し得る事業を敢てこの種の組合事業は大きく評価される。 ・全国市街地信用組合協会設立 ○全道協第六回連事総会で日本消費組合連入協会結成を決定。 ・庶民金庫設立 ○肉菜消費組合連盟解散 ・生活必需品の配給統制が実施され、同時に配給機構の整備を行い、小売業者の商業組合を中心に商品別の配給機構が構成され、消費組合は多くの場合総合的な配給業務を経営していたため、新配給機構として認められず整理される地位にあつた。 ○設立組合数急減 ・組合活動は衰退し、約半数が漸く活動を断つて状態であつた。 ○食料配給のため各々全部の組合が一斉に事業休止のやむなきに至つた。 ・市街地信用組合中央会により市街地信用組合が現在のようにながれ形態をとるに至つた。	

・市街地雇用組合法公布施行
○全国主要都市において戦時中設置された町会隣組の際に於つて是れ組合の消費組合が組織された。
○各種産業場において従来産報が盛衰した労働者用加配物資の配給施設に代つて労働組合を基礎とした販賣組合の消費組合が設立された。
○全国的規模における中央機関である「日本協同組合連盟」が協同組合関係者の発起により設立され、全国消費組合協会の事業を継承すると共に、戦後急遽に勃興しつつある消費組合の指導機関として活発な活動を展開した。全国十五府県に支部を設け、新聞紙「日本協同組合新聞」(日三回発行)をもつてゐる。
・市街地信用組合は府県農業会及び農林中央金庫から脱退して庶民金庫の系統下に編入された。
・大日本産業報告会解散
○全国学校協同組合連合会結成。
○東京都市協同組合連合会結成。
・西條協同組合復活。
○日協連第一回総会開催。
・日協第三回中央委員会においてICA(国際協同組合連盟)を相決す。
○日協婦人実行委員会(準備会)発足。

・農林省農産国民運動結成大会開催
・アジア協同組合連合会開催
○全国協同組合連盟結成。
・日協第二回大会(生財)物資獲得対策決定開催。
・生財法制定促進消費省不承認
・生財法制定促進対策本部設置
・日協主催婦人懇談会生財法制定促進の陳情文を国会に送る。
・東協連婦人部、配給に関する国民懇談会を開催。
・農業協同組合法公布。
・日協婦人部活動方針発表。
・第三回日協大会開催。
・消費生活協同組合法公布。同法により「産業組合法」は廃止となる。
○日本生活協同組合連盟は、消費生活協同組合法に基く全国指導連合会として新しく発足。「日本生活協同組合連合会」が結成された。
・厚生省は「消費生活協同組合連合会」及び「月間」をもうけた。(九月十日、十月九日)
○日本生活協同組合連合会のICA(国際協同組合連盟)加入決定。
・厚生省主催の生財中央運動協同会開催。
・日協連主催の第一回生財中央運動協同会開催。
・消費生活協同組合法施行五周年記念のつどい開催。

年 号	事 項
昭和29	・ 国際連合工一の協同組合技術指導員バレンダックス博士が来朝・視察 ・ ヘルマ生協視察団来朝 ○ 農協生活協同組合中央連合会・発足 ・ 生協の経営実務に關する研究会が組合内に本格的に本格化し、東京都生活協同組合経営実務研究會が結成された ・ 日本生活協同組合連合会はソ連の消費組合及び中國の合作社の中央団体から招へいを受け代表團を派遣 ・ 日協連は、生協の家庭会活動をより発展させるため、全國の生協婦人代表者により「全國生協婦人協同會」を組織した ・ 日協連は、中小企業団体の立法に當り、消費者を資する強硬立法であるとして反対運動を行ふこととし、主婦連・總評等と共に、「全國消費者団体連絡會」を結成した ○ 「全國生協婦人協同會」組織 ○ 厚生省が行つた昭和三十年度生活協同組合実態調査（昭和三十年度末現在）によれば、全國の実効組合数は約一、一三四組合と推定される
30	
31	
32	

四 主要婦人団体等一覽

（昭和三十三年一月現在）

(1) 何らかの基本的な生活条件を共通にし、地域を基にして組織されている団体

1. 名称	2. 会員数	3. 創立年月	4. 下部組織	5. 目的および最近の主な活動
1. 全國農協婦人団体連絡協議會	約六〇七万	昭和二十七年七月	三五都府県各地婦連 三五都府県各市郡地婦連 三五都府県各町村地域婦人団体	婦人の地位の向上、青少年の保護育成、家庭生活並に社会生活の刷新、地域社会の福祉増進、世界平和の確立をはかることを目的としている
2. 約三四〇万				農村婦人の教養を高め、社会的・経済的地位の向上を図り、明るい農村を築くことを目的としている

1. 名称 2. 会費数 3. 創立年月 4. 下部組織	1. 名称 2. 会費数 3. 創立年月 4. 下部組織	目的および最近の主な活動
1. 昭和二十六年四月 2. 四三道府農協婦人団体 3. 運輸協議会 4. 各都府市 各町村農協婦人団体	1. 全国未亡人団体協議会 2. 約一〇五万 3. 昭和二十五年十一月 4. 全国都道府県未亡人団体協議会 全国各府市郡 全国各町村未亡人団体	組織内婦人の習熟を促しに強化のための活動のほか北海道等支援活動を行う。
1. 日本生活協同組合連合会 2. 婦人部全国協議会 3. 不明	1. 日本生活協同組合連合会 2. 婦人部全国協議会 3. 不明	未亡人の福祉増進をはかることを目的としている。 「母子福祉法」の立法化運動、母子家庭を明るくする運動等を行う。 生活協同組合活動を通して主婦の生活向上をはかることを目的としている。 今後の生活活動の指針の参考とするため、生活組合員を対

1. 昭和三十一年一月 2. 各県別もしくはブロック別 3. 主婦婦人部協議会 4. 全国四〇〇生協婦人部	1. 昭和三十一年一月 2. 各県別もしくはブロック別 3. 主婦婦人部協議会 4. 全国四〇〇生協婦人部	像に光熱・調味料の消費量、経費、購買先等についての全国的な調査を開始する。 充足後間もないため一・二三月の三ヶ月を調査期間とする。
--	--	--

1. 名称 2. 会費数 3. 創立年月 4. 下部組織	1. 名称 2. 会費数 3. 創立年月 4. 下部組織	目的および最近の主な活動
1. 日本基督教婦人矯正会 2. 二〇〇〇 3. 明治十九年 4. 全国一二五支部	1. 日本基督教婦人矯正会 2. 二〇〇〇 3. 明治十九年 4. 全国一二五支部	基督教主義により世界平和実現につとめ、禁酒の励行など社会全般の弊風を矯正してその福祉を増進することを目的としている。 基督教徒運動の推進力として犯罪防止法の制定、完全実施に大きく活動している。
1. 日本基督教女子青年会 2. 一五、〇〇〇 3. 明治四一年 4. 全国各府市 大府 高校中府	1. 日本基督教女子青年会 2. 一五、〇〇〇 3. 明治四一年 4. 全国各府市 大府 高校中府	会員相互の人格向上をはかり、奉仕の精神を養い、基督教の理想とする社会を建設することとを目的としている。 原水爆禁止、児童対策、家族制度復活反対、都道府県金支給反対の各運動を他の団体と協力して行う。

1. 名称	2. 会員数	目的および最近の主な活動
3. 創立年月	4. 支部(団体)数	
1. 日本婦人平和協会(婦人国際)		平和と自由の實現につとめることを目的としている。 憲法擁護運動、兵隊の婦人平和協会へのクリスマス書状兵隊宛贈呈の協力、要請、プロテストの送達、国連代表に婦人を加える運動、元刑廃止論と称する、刑罰と社会改良の会への参加、ハンガリア政府基金活動等を行う。 婦人の政治啓蒙を行い、議員、議会、政党を重視し、よい婦人議員や公務員を多く出すことを目的としている。 憲法擁護、売春対策、家族制度復活反対、都議退職金支給反対の各運動、国連代表に婦人を加える活動を行う。 女子教育の向上により社会生活の改善をはかり、あわせて国際大学婦人連盟とも協力して国際理解と親善につくすことを目的としている。 国外留学生選抜、国内奨学金授与、男女共学実施調査、簡見意見助活動を行い、他団体と協力して国連へ婦人代表を送る要請、売春対策活動を行う。
2. 六〇〇		
3. 大正一〇年		
4. 一四支部		
1. 日本婦人有权者同盟		婦人の政治啓蒙を行い、議員、議会、政党を重視し、よい婦人議員や公務員を多く出すことを目的としている。 憲法擁護、売春対策、家族制度復活反対、都議退職金支給反対の各運動、国連代表に婦人を加える活動を行う。 女子教育の向上により社会生活の改善をはかり、あわせて国際大学婦人連盟とも協力して国際理解と親善につくすことを目的としている。 国外留学生選抜、国内奨学金授与、男女共学実施調査、簡見意見助活動を行い、他団体と協力して国連へ婦人代表を送る要請、売春対策活動を行う。
2. 五〇〇〇		
3. 昭和二〇年十一月		
4. 全国四一支部		
1. 大学婦人協会		婦人の政治啓蒙を行い、議員、議会、政党を重視し、よい婦人議員や公務員を多く出すことを目的としている。 憲法擁護、売春対策、家族制度復活反対、都議退職金支給反対の各運動、国連代表に婦人を加える活動を行う。 女子教育の向上により社会生活の改善をはかり、あわせて国際大学婦人連盟とも協力して国際理解と親善につくすことを目的としている。 国外留学生選抜、国内奨学金授与、男女共学実施調査、簡見意見助活動を行い、他団体と協力して国連へ婦人代表を送る要請、売春対策活動を行う。
2. 約一六〇〇		
3. 昭和二十一年一〇月		
4. 二九支部		

1. 全国友の会	基督教の精神にもとづき、よき社会の建設をめざし、家庭生活の健全な発達をはかることを目的としている。 衣食住、家計の研究、農村文化をたかめる運動を行い、売春対策運動にも協力している。
2. 約一三〇〇〇	
3. 昭和二年	
4. 全国一五四支部	
1. 婦人民主クラブ	婦人の幸福のために互いに助けあい、職業、地域、家庭に新しい自主的な生活をさすことを目的としている。 家族制度復活反対、原水爆禁止、売春対策の各運動を他団体と共に進行。
2. 五〇〇〇	
3. 昭和二十一年三月	
4. 全国六二支部	
1. 主婦連合会	家庭生活の合理化、向上、消費教育を目的としている。 各種不良品の追放、物価値上げ反対並ひに値下げの各運動のほか、他団体と協力して、売春対策、家族制度復活反対、都議退職金支給反対の各運動を行う。
2. 不明	
3. 昭和二十三年九月	
4. 全国四〇七団体	
1. 婦人人権擁護同盟	自由人権思想の普及高揚をはかるとともに、特に婦人のために基本的人権を擁護することを目的としている。 家族制度復活反対運動の中心となつてゐるほか、法律相談無料窓口を東京産経会館内に所設している。
2. 一三〇	
3. 昭和二十六年	
4. 不明	

(1) 労組家族組合

1. 名称	2. 親組合	3. 会員数	4. 創立年月	5. 下部組織
1. 国鉄労組婦人家族組合	2. 国鉄労組	3. 三九五五	4. 昭和二十七年	5. 地方本部 地区家族組合
1. 日本炭鉱主婦協進会	2. 日本炭鉱労力組合（総評系）	3. 九〇〇〇	4. 昭和二十七年一月	5. 地方炭礦協 各労組炭鉱主婦会

目的および活動
結核の当初は労組の斗争を援助することが主な活動であったが、その後斗争の場合の活動以外に、衣食住、子供の教育、就職、失業、老後等の各問題を解決するための活動など労力者家族の福祉増進のための幅広い活動を行う。なお、初価引下げ、炭水爆禁止等の各運動その他共通の問題について、地域の他の労組の家族組合や婦人団体と協力して活動する。

国鉄労組婦人家族組合とはほとんど取り決めた、め、省略

(4) 共通の活動を行うための団体単位に組織されたもの

1. 全国石炭鉱業組合主婦連合会	同 右
2. 全国石炭鉱業労力組合（全労系）	
3. 一五、〇〇〇	
4. 昭和二十九年	
5. 地方連合会	
各労組主婦連合会	

1. 名称	2. 会員数	3. 創立年月	4. 加盟（参加）団体
1. 全日本婦人団体連合会	2. 約二〇万	3. 昭和二十七年四月	4. 東京都高森組婦人部 京都婦人連合 北海道平和婦人会 全国看護婦組
目的および最近の活動		婦人の生活と権利、子供の幸福、平和を守るためにひろく国内及び世界の人々と協力して活動することを目的としている。 憲法改正阻止運動、胎元的生活を守る運動の援助、炭水爆禁止運動、母親大会の普及活動等を行う。	

1. 名称 2. 設立年月 3. 加盟(参加)団体	4. 会員数 5. 加盟(参加)団体	6. 目的および最近の活動
売春対策国民協議会 不明(支部数一四府県) 昭和二十六年十一月 全国地域婦人団体連絡協議会 主婦連合会 全国農協婦人団体連絡協議会 全国友の会 日本婦人権利同盟 大学婦人協会 日本基督教婦人矯正会 日本基督教女子青年会		婦人民主クラブ 婦人母親会 日本生活協同組合連合会婦人部 全国協議会 その他二九団体
売春対策の徹底と売春禁止の徹底を目的としている。 国会、府県機関等への陳情、一般の民の、売春婦、業者等の啓蒙のための全国大会および街頭講演会等の開催、映画の作成、売春婦更生資金の募金等の活動を行う。		

全日本婦人団体連合会 婦人権利擁護同盟 その他二〇団体	国連憲章に示された目的実現のため、国連関係機関に協力することを目指す。
1. 国連NGO 国内婦人委員会 2. 一四 3. 昭和三十三年八月 4. 大学婦人協会 汎太平洋東アジア婦人協会日本委員会	国際連合経済社会理事会にNGO(非政府団体)として参加している国際婦人団体に加盟している日本の婦人団体に参加団体とし、各参加団体よりの代表二名あてきもって組織されている。

(注) 全国的な規模・組織をもつ婦人の団体等のうち主なものを掲載した。
 このほか婦人の全国的組織として職能団体もある。

協同活動に関する参考資料

印刷日 三月二十八日

発行日 三月二十九日

発行者 労働省婦人少年局

印刷所 千代田区神田小川町三・九
三 協同社
昭和十九年七月五日